

令和3年度

徳島大学大学院  
保健科学教育部

履修の手引き

# 大学院保健科学教育部授業科目の履修等について

R 3. 4. 1  
保健科学教育部教育・研究委員会

## 1 教育・研究上の目的

保健科学における実践的かつ実証的な教育研究を通して、生命倫理とチーム医療を尊重し、かつ社会の多様なニーズに応えることのできる人間性豊かな高度専門職業人及び教育・研究者の養成を目指すとともに、社会の要請に貢献する先導的な研究を推進し、保健科学の発展に寄与することを目的とする。

## 2 基本的事項

### 1) 単位の基準

講義、演習は15時間をもって、実習、特別研究は30時間をもって1単位としています。  
ただし、助産実践学実習Ⅰ、助産実践学実習Ⅱ、助産実践学実習Ⅲ及び助産学実習は、45時間をもって1単位としています。

### 2) 学期

前期は4月1日から9月30日まで  
後期は10月1日から3月31日まで

### 3) 授業時間

1時限	8時45分～10時15分	
2時限	10時30分～12時00分	
3時限	13時00分～14時30分	
4時限	14時45分～16時15分	
5時限	16時30分～18時00分	
6時限	18時15分～19時45分	
7時限	20時00分～21時30分	

(一部授業は時間帯が違うものがあります。)

## 3 教育方法

授業科目の授業並びに指導教員が研究課題の研究指導及び学位論文の作成指導を行います。

また、指導体制は、主指導教員1名、副指導教員1名、アドバイザー教員1名による複数指導体制をとっていますので、適宜必要に応じて助言を求めてください。

なお、博士後期課程においては、外国人留学生には英語による特別コースが置かれています。

社会人学生の皆様への受講に係る配慮として、「生命倫理概論」、「臨床心理学」、「社会医学・疫学・医学統計概論」、「英語論文作成法」、「宇宙と栄養・医学概論」、「生命科学の研究手法」、「臨床医科学概論」、「医療系分野における知的財産学概論」の8科目は、e-learningで受講することもできます。

#### 4 修得すべき授業科目と単位数

##### 1) 博士前期課程

専攻等名	単位数		
	必修科目	選択科目	計
保健学専攻			
[看護学領域（助産実践コースを除く。）]	10単位	20単位以上	30単位以上
[看護学領域（助産実践コース）]	6単位	52単位以上	58単位以上
[医用情報科学領域]	12単位	18単位以上	30単位以上
[医用検査学領域]	12単位	18単位以上	30単位以上

なお、履修する授業科目の選択に当たっては、あらかじめ指導教員の指導を受けなければなりません。

また、専門看護師の所要資格を取得しようとする者は、上記に関わらず、「徳島大学大学院保健科学教育部博士前期課程専門看護師養成に係る授業科目、単位及び履修方法に関する細則」に従って履修してください。

- ①必修科目・・・指導教員の担当する特別研究を履修してください。ただし、看護学領域（助産実践コース）学生は、助産学特別研究を履修してください。

##### ②選択科目

[看護学領域（助産実践コースを除く。）]

- ・全専攻系共通カリキュラム科目、各専攻系間の共通カリキュラム科目、保健学専攻共通科目及び指定科目Aから4科目8単位以上、指定科目Bから1科目2単位以上、指導教員の担当する専門科目から3科目8単位（講義4単位、演習4単位）以上、他の専門科目（講義）から1科目2単位以上を履修してください。
- ・原則として特別研究以外の授業科目については1年次に履修し、特別研究は1年次（後期）及び2年次に履修してください。

[看護学領域（助産実践コース）]

- ・全専攻系共通カリキュラム科目、各専攻系間の共通カリキュラム科目、保健学専攻共通科目、指定科目A及び指定科目Bから4科目8単位以上、専門科目から44単位以上（ただし、細則別表に定める科目から◎印の科目をすべて含む13科目40単位（講義16単位、演習12単位、実習12単位）以上）を履修してください。
- ・原則として助産師国家試験受験のための科目については1年次に履修し、特別研究は2年次に履修してください。
- ・助産師国家試験受験資格を取得しようとする者は、細則別表に定める科目のうち※印の科目（11科目34単位）をすべて履修してください。

[医用情報科学領域]

- ・全専攻系共通カリキュラム科目、各専攻系間の共通カリキュラム科目及び保健学専攻共通科目から3科目6単位以上、指導教員の担当する専門科目から2科目6単位（講義2単位、演習4単位）以上、他の専門科目（講義）から3科目6単位以上を履修してください。
- ・原則として特別研究以外の授業科目については1年次に履修し、特別研究は1年次（後期）及び2年次に履修してください。
- ・医学物理学コースを履修する者は、医学物理学コース履修要覧を参照してください。

[医用検査学領域]

- ・全専攻系共通カリキュラム科目、各専攻系間の共通カリキュラム科目及び保健学専攻共通科目から5科目10単位以上、指導教員の担当する専門科目から2科目6単位（講義2単位、演習4単位）以上、他の専門科目（講義）から1科目2単位以上を履修してください。
- ・原則として特別研究以外の授業科目については1年次に履修し、特別研究は1年次（後期）及び2年次に履修してください。

2) 博士後期課程

専攻名等	単位数		
	必修科目	選択科目	計
保健学専攻	2単位	10単位以上	12単位以上

なお、履修する授業科目の選択に当たっては、あらかじめ指導教員の指導を受けなければなりません。

①必修科目・・・「先端保健医療学」2単位を履修してください。

②選択科目

- ・指導教員の担当する専門科目から3科目8単位（講義2単位、演習2単位、特別研究4単位）以上、他の選択科目から1科目2単位以上を履修してください。
- ・上記にかかわらず、教育クラスターによる指導を受ける者は、クラスターコアセミナーを必ず履修してください。

③論文テーマ

保健科学の新しい研究領域を切り拓く独創的な研究テーマを設定できるように指導教員、副指導教員と相談してください。

④研究計画書の提出

各領域が定める次の期日までに「研究計画書」を作成し、教育部長に提出してください。  
生涯健康支援学領域：入学後1年以内。ただし、長期履修生は、履修期間の1/3の期間内。  
医用情報科学領域：入学年度の前期中。  
医用検査学領域：入学年度の前期中。

5 授業科目の履修登録

授業を履修し、単位を修得するためには履修登録の手続を行う必要があります。履修科目の決定は関係規則等及び授業時間割を熟読し行ってください。

決められた期間内に「学生用教務事務システム」→「履修成績登録」でWeb履修登録をしてください。

Web登録画面を印刷した用紙に、指導教員の署名押印の上、医学部学務課第二教務係へ提出してください。

なお、履修関係資料は新入生オリエンテーション時に配付します。

・Web履修登録の確認

■Web登録アクセス先

<http://www.tokushima-u.ac.jp/visitor/students.html>

■ユーザーID 学生番号1234567890の場合

123456789~~0~~ → c123456789

■パスワードはオリエンテーションで渡したカードに記載されています。  
履修登録は24時間可能です。

6 保健科学教育部授業概要「シラバス」

徳島大学のホームページから、「学部・大学院・病院」を選択、次に「保健科学教育部」を選択して、「シラバス」をクリックすれば、「シラバス」があります。  
「シラバスのホームページ」

<http://www.tokushima-u.ac.jp/visitor/syllabuslink.html>

7 試験・評価

1) 試験の受験資格

出席回数が2/3以上あることが条件となります。

2) 本試験

試験の授業科目、日時その他必要な事項は、あらかじめ告示します。

3) 成績評価

各授業科目の試験又は研究報告の成績は、SABCDの5段階評価とし、SABCは合格、Dは、不合格としています。

なお、成績の確認は、学生用教務事務システムの成績照会か、医学部学務課の外に設置の証明書自動発行機で行ってください。

4) 追試験（病気その他で本試験を受験出来なかった人対象）

担当教員と相談して試験日を設定してください。

5) 再試験（追試験を受験出来なかった人、本試験で不合格となった人対象）

次の学期末に再試験を受けることができます。授業担当教員と相談して試験日を設定してください。

6) カンニング等不正行為に対する措置

懲戒処分の対象となります。

7) 成績の確認

医学部学務課の外に設置の証明書自動発行機で出力してください。

8) 成績の異議申し立て

成績評価等について疑義がある場合、学務課第二教務係までご連絡ください。

8 学位審査

（博士前期課程）

1) 中間発表

各領域が定める時期に行います。

(博士後期課程)

1) 中間発表

学位申請予定論文投稿前に行います。

2) 論文を発表する学術雑誌の指定

研究分野において評価の高いものとし、審査のある学術雑誌とします。

9 大学院の指導体制

1) 博士後期課程、博士前期課程とも、主指導教員と相談の上、副指導教員およびアドバイザー教員を決定してください。また副指導教員、アドバイザー教員とは半年に1度は面談を行ってください。

2) 「研究指導計画書・報告書」(別添)は、入学年の5月上旬に指導教員と相談の上で研究計画を作成し、第二教務係まで提出してください。また、毎年3月中旬、最終年度は学位申請と同時に、研究指導実施報告を記載の上、第二教務係まで提出してください。

10 研究活動のチェック体制について

博士後期課程および博士前期課程における研究活動において、研究データ取得、保存、解析処理、判断、解釈、論文における記述、議論について、研究ノート等に記録を残し、指導教員の指導及び確認を受けてください。また、毎年10月1日には、別紙「研究活動におけるチェックリスト」を指導教員に提出し、署名をもらった後、10月末までに第二教務係に提出してください。

11 その他

1) 授業の欠席手続き

授業を欠席する際はあらかじめ、担当授業教員に連絡してください。

2) 休講

台風等により昼間開講の午前の授業については午前7時に、昼間開講の午後の授業については午前11時に、夜間開講の授業については午後4時に、「暴風警報と大雨警報」若しくは「暴風警報と洪水警報」又は「大雪警報」が徳島市に発令中である場合は徳島大学では授業の休講措置を取っています。

3) 他の大学院、外国の大学院での授業科目の履修

学則第9条及び第27条の規定に基づき、所定の願書を本教育部長に提出して許可を受け、「派遣学生」として修得した単位の認定は、相手方の成績証明書等により本教育部が行います。

4) 各種証明書の発行

医学部学務課の外に設置の証明書自動発行機で出力してください。ただし、英文証明書等の自動発行機で発行できない証明書は、余裕を見て第二教務係に申し出てください。

5) 通知及び連絡

学生に対して行われる通知及び連絡は原則として、すべて掲示により伝えることになっています。したがって、掲示板は1日1回必ず見てください。

また、学内外から閲覧できる「学生用教務事務システム」でも通知を行いますので、1日1回は確認してください。

関係規則等は別紙のとおり

- 1 徳島大学大学院学則
- 2 徳島大学大学院保健科学教育部規則
- 3 徳島大学大学院保健科学教育部における授業科目の履修方法に関する細則
- 4 徳島大学大学院保健科学教育部博士前期課程専門看護師養成に係る授業科目, 単位及び履修方法に関する細則
- 5 徳島大学学位規則
- 6 徳島大学大学院保健科学教育部学位規則実施細則
- 7 学位論文審査基準
- 8 徳島大学大学院保健科学教育部における長期にわたる教育課程の履修に関する規則
- 9 徳島大学大学院保健科学教育部における在学期間を短縮して修了させる場合の優れた業績認定基準等に関する要領
- 10 養護教諭専修免許状取得に関する単位修得要領
- 11 学生からの成績評価等に関する申し立てに対する対応についての申合せ

# 目 次

1 徳島大学大学院学則	1
2 徳島大学大学院保健科学教育部規則	3 4
3 徳島大学大学院保健科学教育部における授業科目の履修方法に関する細則	4 2
4 徳島大学大学院保健科学教育部博士前期課程専門看護師養成に係る授業科目，単位及び履修方法に関する細則	4 5
5 徳島大学学位規則	4 7
6 徳島大学大学院保健科学教育部学位規則実施細則	5 8
7 学位論文審査基準	7 6
8 徳島大学大学院保健科学教育部における長期にわたる教育課程の履修に関する規則	7 8
9 徳島大学大学院保健科学教育部における在学期間を短縮して修了させる場合の優れた業績認定基準等に関する要領	8 1
10 養護教諭専修免許状取得に関する単位修得要領	8 3
11 学生からの成績評価等に関する申し立てに対する対応についての申合せ	8 6

第1章 目的

(目的)

第1条 徳島大学大学院（以下「大学院」という。）は、徳島大学（以下「本学」という。）の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。

2 大学院は、研究科若しくは教育部（以下「研究科等」という。）又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、研究科等の規則で定め、公表するものとする。

第2章 組織

(課程)

第2条 大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 修士課程及び第4条の2第2項に規定する前期2年の博士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

(研究科等)

第3条 大学院に次項の表の左欄に掲げる研究科等を置き、それぞれの研究科等に同表の中欄に掲げる専攻を置く。

2 研究科等ごとの課程の別は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

研究科等名	専攻名	課程の別
創成科学研究科	地域創成専攻	修士課程
	臨床心理学専攻	修士課程
	理工学専攻	修士課程
	生物資源学専攻	修士課程
総合科学教育部	地域科学専攻	博士後期課程
医科学教育部	医科学専攻	修士課程
	医学専攻	博士課程
口腔科学教育部	口腔保健学専攻	博士（前期・後期）課程

	口腔科学専攻	博士課程
薬科学教育部	創薬科学専攻	博士（前期・後期）課程
	薬学専攻	博士課程
栄養生命科学教育部	人間栄養科学専攻	博士（前期・後期）課程
保健科学教育部	保健学専攻	博士（前期・後期）課程
先端技術科学教育部	知的力学システム工学専攻	博士後期課程
	物質生命システム工学専攻	
	システム創生工学専攻	

3 研究科等に置く講座については、別に定める。

### 第3章 標準修業年限、在学期間及び収容定員等

（標準修業年限）

第4条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

第4条の2 博士課程（医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻を除く。）の標準修業年限は、5年とする。

2 前項の博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

第4条の3 医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

（在学期間）

第5条 在学期間は、標準修業年限の2倍を超えることができない。

（収容定員等）

第6条 研究科等の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科等名	専攻名	修士課程又は博士前期課程		博士課程又は博士後期課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
創成科学研究科	地域創成専攻	16	32			32
	臨床心理学専攻	12	24			24
	理工学専攻	308	616			616
	生物資源学専攻	39	78			78
	計	375	750			750
総合科学教育部	地域科学専攻			4	12	12

医科学教育部	医科学専攻	10	20			20
	医学専攻			51	204	204
	計	10	20	51	204	224
口腔科学教育部	口腔保健学専攻	5	10	2	6	16
	口腔科学専攻			18	72	72
	計	5	10	20	78	88
薬科学教育部	創薬科学専攻	35	70	10	30	100
	薬学専攻			4	16	16
	計	35	70	14	46	116
栄養生命科学教育部	人間栄養科学専攻	22	44	9	27	71
保健科学教育部	保健学専攻	27	54	5	15	69
先端技術科学教育部	知的力学システム工学専攻			14	42	42
	物質生命システム工学専攻			9	27	27
	システム創生工学専攻			20	60	60
	計			43	129	129
合計		474	948	146	511	1,459

#### 第4章 教育課程

##### (教育課程の編成方針)

第6条の2 大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

##### (教育方法)

第7条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

##### (教育方法の特例)

第7条の2 研究科等において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことがで

きる。

2 研究科等に、外国人留学生のための英語による特別コースを置くことができる。

(履修方法等)

第8条 研究科等における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、研究科等の規則の定めるところによる。

(一の授業科目について2以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第8条の2 研究科等が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、徳島大学学則第30条第2項各号に規定する基準を考慮して、研究科等が定める時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価基準等の明示等)

第8条の3 研究科等は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 研究科等は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第8条の4 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第9条 大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、15単位を超えない範囲で、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該他の大学院等において必要な研究指導を受けることができる。

4 他の大学院の授業科目を履修することのできる期間及び他の大学院等で研究指導を受けることのできる期間は、次のとおりとする。

(1) 履修の期間及び研究指導の期間を含め、1年以内とする。ただし、博士後期課程(医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程を含む。)の学生で特別な理由がある場合は、当該他の大学院等との協議に基づき、更に1年を限り延長することができる。

(2) 博士後期課程(医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程を含む。)の学生の履修の期間及び研究指導の期間は、それぞれを通算して2年を

超えることができない。

- 5 他の大学院で授業科目を履修した期間及び他の大学院等で研究指導を受けた期間は、大学院の在学期間に算入する。
- 6 学生は、他の大学院で授業科目を履修し、又は他の大学院等で研究指導を受けている間においても、本学に正規の授業料を納付しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、他の大学院での授業科目の履修に関する事項及び他の大学院等での研究指導に関する事項について必要な事項は、別に定める。
- 8 第1項、第2項及び前項の規定は、学生が、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(休学中の外国の大学院における学修)

第9条の2 大学院が教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に、外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項（同条第8項、第27条第2項及び第27条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとする。
- 3 本条に定めるもののほか、休学中の外国の大学院における学修について必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定等)

第9条の3 大学院が教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院、他の大学院、外国の大学院（これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。）又は国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、15単位を超えないものとし、第9条第2項（同条第8項、第27条第2項及び第27条の2第2項において準用する場合を含む。）及び前条第1項の規定により大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。
- 3 大学院に入学する前に修得した単位（第18条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により大学院の修士課程又は博士課程（博士後期課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院

が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

4 前項の規定は、修士課程を修了した者の第12条第1項及び第2項に規定する博士課程における在学期間（同条第1項及び第2項の規定により博士課程における在学期間に含む修士課程における在学期間を除く。）については、適用しない。

5 本条に定めるもののほか、入学前の既修得単位の認定について必要な事項は、別に定める。  
(長期にわたる教育課程の履修)

第9条の4 学生が職業を有している等の事情により、第4条、第4条の2及び第4条の3に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該創成科学研究科各専攻又は各教育部の教授会（以下「研究科専攻等教授会」という。）の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、研究科等の長が別に定める。  
(単位の認定)

第10条 授業科目を履修した者には、試験又は研究報告に基づき、所定の単位を与える。

2 各授業科目の単位の認定は、学期末又は学年末に行うものとする。

第5章 課程の修了要件、学位の授与及び教員の免許状  
(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第11条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上で研究科等の規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科等が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士前期課程の取扱い)

第11条の2 第4条の2第2項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士前期課程の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査

(博士課程の修了要件)

第12条 博士課程（医科学教育部，口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻を除く。以下第3項までにおいて同じ。）の修了要件は，当該課程に5年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し，当該課程を修了した者にあつては，当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し，30単位以上で研究科等の規則で定める単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，当該研究科等が優れた研究業績を上げたと認める者については，当該課程に3年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し，当該課程を修了した者にあつては，当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず，第11条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士課程の修了要件は，当該課程に修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し，30単位以上で研究科等の規則で定める単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，当該研究科等が優れた研究業績を上げたと認める者については，当該課程に3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により，大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。第18条第2項において同じ。）を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が，博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は，当該課程に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては，2年）以上在学し，研究科等の規則で定める単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，当該研究科等が優れた研究業績を上げたと認める者については，当該課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては，3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

4 医科学教育部，口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程の修了要件は，当該課程に4年以上在学し，30単位以上で研究科等の規則で定める単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，当該研究科等が優れた研究業績を上げたと認める者については，当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

（論文の審査）

第13条 修士論文及び博士論文の審査については，別に定める。

（最終試験）

第14条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文又は博士論文の審査に合格した者について行う。

2 前項に定めるもののほか、最終試験に関し必要な事項は、別に定める。

(課程修了による学位の授与)

第15条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(論文提出による学位の授与)

第16条 前条第2項に定めるもののほか、別に定めるところにより、博士論文を提出した者について博士の学位を授与することができる。

(教員の免許状)

第16条の2 大学院の学生に教員の免許状授与の所要資格を取得させることのできる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科等名	専攻名	教員の免許状の種類
保健科学教育部	保健学専攻	養護教諭専修免許状

第6章 入学、休学、退学、再入学、転学、転研究科等、転専攻及び留学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、毎学年の初めとする。ただし、研究科等において必要があると認めるときは、後期の初めにおいても、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第18条 修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条第1項に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修

了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者
- (8) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 学校教育法施行規則第156条第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

3 医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条第1項に定める大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者（医学、歯学又は獣医学を履修した者に限る。）
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医

学)を修了した者

- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学, 歯学, 薬学又は獣医学)を修了した者
- (5) 我が国において, 外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学, 歯学, 薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって, 文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について, 当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において, 修業年限が5年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により, 学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定に基づき, 文部科学大臣が指定した者
- (8) 大学(医学, 歯学, 薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学し, 又は外国において学校教育における16年の課程(医学, 歯学, 薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了し, 大学院において, 所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (9) 大学院において, 個別の入学資格審査により, 第1号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者で, 24歳に達したもの

(入学の出願)

第19条 大学院に入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は, 入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。ただし, 検定料の納付について別に定めがある場合は, その定めるところによる。

(入学者選考)

第20条 入学志願者については, 選抜試験を行い, 研究科専攻等教授会の議を経て, 学長が合格者を決定する。

(入学手続)

第21条 合格者は, 所定の期日に入学料を納付し, 別に定める手続をしなければならない。ただし, 入学料の納付について別に定めがある場合は, その定めるところによる。

(入学許可)

第22条 学長は, 前条に定める手続を経た者に対し, 入学を許可する。

(休学)

第23条 疾病その他の理由により、2月以上就学できないときは、学生は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため就学が不相当と認められた者には、学長は、休学を命ずることができる。

3 休学は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者には、更に引き続き1年以内の休学を許可することがある。

4 休学期間は、通じて修士課程及び博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年、医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程にあつては4年を超えることができない。

5 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

6 休学期間は、第5条の在学期間に算入しない。

(退学)

第24条 疾病その他の理由により退学しようとする者は、退学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(再入学)

第25条 大学院を退学した者が再入学を願い出たときは、学長は、これを許可することがある。

2 第20条及び第21条の規定は、前項の入学を許可する場合に準用する。

(転学)

第26条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、転学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学（以下「外国の大学院等」という。）から大学院の同種の研究科等に転学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は、これを許可することがある。

3 第20条及び第21条の規定は、前項の入学を許可する場合に準用する。

(転研究科等)

第26条の2 学生が、所属の研究科等以外の研究科等に転研究科等を願い出たときは、学長は、当該研究科専攻等教授会の議を経て許可することがある。

2 本条に定めるもののほか、転研究科等に関する事項については、研究科等の規則で定める。

(転専攻等)

第26条の3 学生が、所属の研究科等内の専攻（先端技術科学教育部にあつてはコースとする。以下この条において同じ。）と異なる当該研究科等の専攻に転専攻を願い出たときは、学長は、当該研究科専攻等教授会の議を経て許可することがある。

2 本条に定めるもののほか、転専攻に関する事項については、研究科等の規則で定める。

(留学)

第27条 大学院が教育上有益と認めるときは、外国の大学院との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学院に留学することができる。

2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の留学の場合に準用する。

3 本条に定めるもののほか、留学に関する事項については、研究科等の規則で定める。

(国際連合大学における授業科目の履修等)

第27条の2 大学院が教育上有益と認めるときは、国際連合大学との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、国際連合大学の授業科目を履修することができる。

2 第9条第2項及び第4項から第6項までの規定は、国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合に準用する。

#### 第7章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第28条 検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法等は、この規則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(授業料の納付)

第29条 授業料は、年度を前期及び後期の2期に区分し、前期にあつては4月、後期にあつては10月にそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。ただし、授業料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申し出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するとき、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申し出があつたときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

(既納の検定料等)

第30条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料相当額については、当該授業料を納付した者の申し出により、これを返還するものとする。

(1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額

(2) 前期分授業料徴収の際に後期分授業料を併せて納付した者が後期の徴収の時期前に休学又は退学した場合における後期分授業料相当額

(検定料の免除)

第30条の2 大規模な風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると学長が特に認めた場合には、検定料を免除することができる。

(入学料の免除)

第30条の3 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者そ

の他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、入学料を免除することができる。

(入学料の徴収猶予)

第30条の4 経済的理由により納期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、入学料の徴収を猶予することができる。

(授業料の免除)

第30条の5 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料を免除することができる。

2 休学を許可した場合は、月割計算により休学した月の翌月から復学した月の前月までの月数分の授業料の全額を免除することができる。

(授業料の徴収猶予)

第30条の6 経済的理由により納期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料の徴収を猶予し、又は月割分納を許可することができる。

(細則)

第30条の7 第30条の3から前条までの規定によるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予並びに授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

## 第8章 教員組織

(教員組織)

第31条 大学院に研究部を置く。

2 研究部については、別に定める。

3 大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、研究部その他の組織に所属する本学の教授、准教授、講師及び助教とする。

## 第9章 運営組織

(教授会)

第32条 大学院の管理運営のため、研究部並びに創成科学研究科各専攻及び各教育部に教授会を置く。

2 前項の教授会については、別に定める。

(研究部長及び研究科等の長)

第32条の2 各研究部に研究部長を、研究科に研究科長を、各教育部に教育部長を置く。

2 研究科長は、創成科学研究科各専攻の教授会構成員である教授のうちから選任し、教育部長は、当該教育部の教授会構成員である教授のうちから選任する。

## 第10章 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，研究生及び外国人留学生

### (特別聴講学生)

第33条 学長は，他の大学院又は外国の大学院等に在学中の学生で，大学院の授業科目の履修を希望する者があるときは，当該大学院との協議に基づき，当該研究科専攻等教授会において選考の上，特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生について必要な事項は，別に定める。

### (特別研究学生)

第33条の2 学長は，他の大学院又は外国の大学院等に在学中の学生で，大学院において研究指導を受けることを希望する者があるときは，当該大学院との協議に基づき，当該研究科専攻等教授会において選考の上，特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生について必要な事項は，別に定める。

### (科目等履修生)

第34条 学長は，大学院の学生以外の者で，一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは，当該研究科専攻等教授会において選考の上，科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生について必要な事項は，別に定める。

### (研究生)

第34条の2 学長は，本学において特定の事項について研究しようとする者があるときは，授業及び研究に妨げのない場合に限り，当該研究科専攻等教授会（教授会を置かない施設にあっては，当該施設の管理運営に関する事項を審議する運営委員会等）において選考の上，研究生として入学を許可することがある。

2 研究生について必要な事項は，別に定める。

### (大学院の学生に関する規定の準用)

第34条の3 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生及び研究生については，別段の定めがある場合を除き，大学院の学生に関する規定を準用する。

### (外国人留学生)

第35条 学長は，外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し，大学院に入学を志願する者があるときは，学生の学修に支障のない場合に限り，当該研究科専攻等教授会において選考の上，外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は，別に定める。

## 第11章 雑則

### (学則の準用)

第36条 この学則に定めるもののほか，大学院の学生に関し必要な事項は，徳島大学学則を準用する。

附 則

この規則は、昭和50年6月20日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年4月16日規則第521号改正）

この規則は、昭和51年4月16日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年3月18日規則第549号改正）

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年4月22日規則第553号改正）

- 1 この規則は、昭和52年4月22日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。
- 2 昭和52年度の入学に係る聴講生の検定料の額及び昭和52年度に入学を許可する聴講生の入学料の額は、改正後の第34条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和53年1月20日規則第571号改正）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日規則第590号改正）

- 1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 昭和53年3月31日以後引続き在学している聴講生（在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が昭和53年4月1日以後のものを除く。）の授業料の額は、改正後の第34条の2第1項の規定にかかわらず、在学期間が満了するまでの間は、従前の額とする。

附 則（昭和53年5月12日規則第594号改正）

この規則は、昭和53年5月12日から施行する。

附 則（昭和54年2月16日規則第602号改正）

- 1 この規則は、昭和54年2月16日から施行する。
- 2 この規則施行の際に現に医学研究科に在学する者の修業年限、他の大学の大学院における授業科目の履修及び博士課程の修了要件については、改正後の第4条第4項、第9条第2項及び第12条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和54年4月1日規則第611号改正）

- 1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 昭和54年度中に入学する聴講生の検定料の額は、第34条の2第1項の改正規定にかかわらず、改正前の規定を適用する。

附 則（昭和55年4月18日規則第654号改正）

この規則は、昭和55年4月18日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年4月1日規則第688号改正）

- 1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 昭和56年度の入学に係る聴講生の検定料の額は、改正後の第34条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和57年4月1日規則第717号改正）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日規則第744号改正）

- 1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 昭和58年度の入学に係る聴講生の検定料の額は、改正後の第34条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和59年4月1日規則第776号改正）

- 1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 昭和59年度において入学した聴講生の同年度の授業料の額は、改正後の第34条の2第1項の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。ただし、単位の修得に前期及び後期を通じての履修を必要とする授業科目に係る聴講生の1単位に相当する授業についての授業料の額は、前期の1単位に相当する授業料についての授業料の額の2分の1に相当する額と、後期の1単位に相当する授業についての授業料の額の2分の1に相当する額と合わせた額とする。

区分	前期（4月1日から9月30日まで）	後期（10月1日から翌年の3月31日まで）
聴講生	1単位に相当する授業について 6,000円	1単位に相当する授業について 7,000円

附 則（昭和60年4月1日規則第800号改正）

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 昭和60年度の入学に係る聴講生の検定料の額及び昭和60年度に入学を許可する聴講生の入学料の額は、改正後の第34条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和61年4月18日規則第824号改正）

この規則は、昭和61年4月18日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年1月16日規則第846号改正）

- 1 この規則は、昭和62年1月16日から施行する。
- 2 改正後の第34条の2第1項の規定は、昭和62年度以後に在学する聴講生から適用する。ただし、昭和62年3月31日以後引き続き在学する聴講生（在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が昭和62年4月1日以後のものを除く。）の授業料の額は、当該在学期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（昭和62年4月1日規則第861号改正）

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 薬学研究科の薬学専攻及び製薬化学専攻は、改正後の第3条第2項及び第6条の規定にかかわらず、昭和62年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの

間、存続するものとする。

- 3 改正後の第6条の表に掲げる薬学研究科の項及び合計の項の総定員は、同表の規定にかかわらず、昭和62年度及び昭和63年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	昭和62年度			昭和63年度		
		修士課程	博士課程又は博士後期課程	合計総定員	修士課程	博士課程又は博士後期課程	合計総定員
		総定員	総定員		総定員	総定員	
薬学研究科	薬品科学専攻	26	6	32	52	12	64
合計		202	323	525	228	329	557

附 則（昭和62年9月18日規則第893号改正）

- この規則は、昭和62年9月18日から施行する。
- 昭和62年度内の入学に係る聴講生の検定料及び入学料の額は、改正後の第34条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月17日規則第925号改正）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月20日規則第979号改正）

この規則は、平成2年4月20日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成2年6月22日規則第988号改正）

この規則は、平成2年6月22日から施行する。

附 則（平成2年12月21日規則第997号改正）

この規則は、平成2年12月21日から施行する。

附 則（平成3年3月15日規則第1002号改正）

改正 平成3年9月20日規則第1032号

- この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 工学研究科修士課程の土木工学専攻、建設工学専攻、機械工学専攻、精密機械工学専攻、応用化学専攻、化学工学専攻、電気工学専攻、電子工学専攻及び情報工学専攻は、改正後の第3条第2項及び第6条の規定にかかわらず、平成3年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 前項の規定により存続する専攻に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 改正後の第6条の表に掲げる工学研究科の項及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかか

ならず，平成3年度及び平成4年度は，次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成3年度			平成4年度	
		博士前期課程	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員
		収容定員	収容定員		収容定員	
工学研究科	建設工学専攻	16		16		32
	機械工学専攻	16		16		32
	化学応用工学専攻	16		16		32
	電気電子工学専攻	16		16		32
	知能情報工学専攻	10		10		20
	物質工学専攻		6	6	12	12
	生産開発工学専攻		5	5	10	10
	システム工学専攻		6	6	12	12
	計	74	17	91	34	182
合計	154	352	506	369	597	

附 則（平成3年4月19日規則第1021号改正）

- この規則は，平成3年4月19日から施行する。ただし，第16条の2の表の改正規定については，平成3年度入学者から適用する。
- 平成3年3月31日に工学研究科に在学する者については，第16条の2の表の改正規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成3年9月20日規則第1032号改正）抄

- この規則は，平成3年9月20日から施行し，平成3年7月1日から適用する。

附 則（平成4年4月1日規則第1059号改正）

- この規則は，平成4年4月1日から施行する。
- 改正後の第6条の表に掲げる工学研究科の項及び合計の項の収容定員は，同表の規定にかかわらず，平成4年度は，次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成4年度
------	-----	-------

		博士前期課程	博士課程又は博士 後期課程	合計収容定員
		収容定員	収容定員	
工学研究科	建設工学専攻	3 2		3 2
	機械工学専攻	3 2		3 2
	化学応用工学専攻	3 2		3 2
	電気電子工学専攻	3 2		3 2
	知能情報工学専攻	2 0		2 0
	生物工学専攻	8		8
	物質工学専攻		1 2	1 2
	生産開発工学専攻		1 0	1 0
	システム工学専攻		1 2	1 2
	計	1 5 6	3 4	1 9 0
合計	2 3 6	3 6 9	6 0 5	

附 則（平成6年2月18日規則第1119号改正）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規則第1133号改正）

- この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 改正後の第6条の表に掲げる人間・自然環境研究科の項及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成6年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成6年度	
		修士課程又は博士前期 課程	合計収容定員
		収容定員	
人間・自然環境研究科	人間環境専攻	1 0	1 0
	自然環境専攻	1 5	1 5
	計	2 5	2 5
合計		2 6 9	6 5 5

附 則（平成6年9月16日規則第1158号改正）

この規則は、平成6年9月16日から施行し、平成6年8月10日から適用する。

附 則（平成7年3月17日規則第1181号改正）

- この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 改正後の第6条の表に掲げる工学研究科の項及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかか

ならず，平成7年度は，次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成7年度		
		博士前期課程	博士課程又は博士 後期課程	合計収容定員
		収容定員	収容定員	
工学研究科	建設工学専攻	37		37
	機械工学専攻	43		43
	化学応用工学専攻	34		34
	電気電子工学専攻	43		43
	知能情報工学専攻	23		23
	生物工学専攻	17		17
	物質工学専攻		18	18
	生産開発工学専攻		15	15
	システム工学専攻		18	18
	計	197	51	248
合計		327	386	713

附 則（平成7年7月21日規則第1202号改正）

この規則は，平成7年7月21日から施行し，平成7年7月1日から適用する。

附 則（平成8年2月16日規則第1206号改正）

この規則は，平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日規則第1211号改正）

- この規則は，平成8年4月1日から施行する。
- 改正後の第6条の表に掲げる薬学研究科の項及び合計の項の入学定員及び収容定員は，同表の規定にかかわらず，平成8年度から平成11年度までは，次の表のとおりとする。

研究 科名	専攻名	平成8年度			平成9年度		平成10年度		平成11年度	
		修士 課程 又は 博士 前期 課程 収容 定員	博士課程又 は博士後期 課程 入学 定員	合計 収容 定員	博士課程又 は博士後期 課程 入学 定員	合計 収容 定員	博士課 程又は 博士後 期課程 収容定 員	合計収 容定員	博士課 程又は 博士後 期課程 収容定 員	合計収 容定員

薬学 研究 科	薬品科学専攻	46	6	18	64	6	18	58	15	55	12	52
	医療薬学専攻	18	0	0	18	0	0	36	8	44	16	52
	計	64	6	18	8	26	18	94	23	99	28	104
合計		37	10	38	75	10	38	77	391	775	396	780
		2	4	6	8	4	6	0				

附 則（平成9年4月1日規則第1255号改正）

- この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 改正後の第6条の表に掲げる工学研究科の項及び合計の項の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成9年度から平成12年度までは、次の表のとおりとする。

研究 科名	専攻名	平成9年度			平成10年度		平成11年度		平成12年度		
		修士 課程 又は 博士 前期 課程	博士課程又 は博士後期 課程	合計 収容 定員	博士課程又 は博士後期 課程	合計 収容 定員	博士課 程又は 博士後 期課程	合計収 容定員	博士課 程又は 博士後 期課程	合計収 容定員	
		収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	収容定 員		収容定 員		
工学 研究 科	建設工学専攻	40			40		38		38		38
	機械工学専攻	52			52		50		50		50
	化学応用工 学専攻	36			36		36		36		36
	電気電子工 学専攻	54			54		54		54		54
	知能情報工 学専攻	26			26		26		26		26
	生物工学専 攻	18			18		18		18		18
	物質工学専		6	18	18	6	18	18	17	17	16

攻											
生産開発工 学専攻		5	15	15	5	15	15	14	14	13	13
システム工 学専攻		6	18	18	6	18	18	18	18	18	18
エコシステ ム工学専攻	30	0	0	30	0	0	60	13	73	26	86
計	25	17	51	30	17	51	33	62	344	73	355
	6			7			3				
合計	41	10	38	79	10	39	82	407	843	423	859
	0	4	6	6	9	1	7				

附 則（平成10年3月13日規則第1313号改正）

- この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 改正後の第6条の表に掲げる工学研究科の項及び合計の項の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成10年度から平成12年度までは、次の表のとおりとする。

研究 科名	専攻名	平成10年度			平成11年度		平成12年度			
		修士課 程又は 博士前 期課程	博士課程又は博士 後期課程	合計収容 定員	博士課程又は博 士後期課程	合計収 容定員	博士課 程又は 博士後 期課程	合計収 容定員		
		収容定 員	入学定員		収容定員		入学定 員		収容定 員	収容定 員
工学 研究 科	建設工学専 攻	38			38			38		38
	機械工学専 攻	50			50			50		50
	化学応用工 学専攻	36			36			36		36
	電気電子工 学専攻	54			54			54		54
	知能情報工 学専攻	26			26			26		26
	生物工学専 攻	18			18			18		18

攻									
光応用工学 専攻	15			15			30		30
物質工学専 攻		6	18	18	5	17	17	16	16
生産開発工 学専攻		5	15	15	4	14	14	13	13
システム工 学専攻		6	18	18	6	18	18	18	18
エコシステ ム工学専攻	60	0	0	60	13	13	73	26	86
計	297	17	51	348	28	62	374	73	385
合計	451	109	391	842	120	407	873	423	889

附 則（平成11年3月17日規則第1395号改正）

- この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 改正後の第6条の表に掲げる工学研究科及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成11年度及び平成12年度は、次のとおりとする。

研究科 名	専攻名	平成11年度			平成12年度		
		修士課程又 は博士前期 課程	博士課程又 は博士後期 課程	合計収容定 員	修士課程又 は博士前期 課程	博士課程又 は博士後期 課程	合計収容定 員
		収容定員	収容定員		収容定員	収容定員	
工学研 究科	建設工学専 攻	49		49	60		60
	機械工学専 攻	64		64	78		78
	化学応用工 学専攻	45		45	54		54
	電気電子工 学専攻	69		69	84		84
	知能情報工 学専攻	40		40	54		54
	生物工学専	30		30	42		42

攻						
光応用工学 専攻	30		30	30		30
物質工学専 攻		17	17		16	16
生産開発工 学専攻		14	14		13	13
システム工 学専攻		18	18		18	18
エコシステ ム工学専攻	60	13	73	60	26	86
計	387	62	449	462	73	535
合計	541	407	948	616	423	1,039

附 則（平成11年7月23日規則第1437号改正）

この規則は、平成11年7月23日から施行する。

附 則（平成11年9月24日規則第1443号改正）

この規則は、平成11年9月24日から施行し、平成11年8月31日から適用する。

附 則（平成12年3月17日規則第1468号改正）

- この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 工学研究科博士後期課程の物質工学専攻、生産開発工学専攻及びシステム工学専攻は、改正後の第3条第2項及び第6条の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の第6条の表に掲げる工学研究科及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度は、次のとおりとする。

研究科 名	専攻名	平成12年度			平成13年度		
		修士課程又 は博士前期 課程	博士課程又 は博士後期 課程	合計収容定 員	修士課程又 は博士前期 課程	博士課程又 は博士後期 課程	合計収容定 員
		収容定員	収容定員		収容定員	収容定員	
工学研 究科	建設工学専 攻	60		60	60		60
	機械工学専 攻	78		78	78		78

化学応用工 学専攻	5 4		5 4	5 4		5 4
電気電子工 学専攻	8 4		8 4	8 4		8 4
知能情報工 学専攻	5 4		5 4	5 4		5 4
生物工学専 攻	4 2		4 2	4 2		4 2
光応用工学 専攻	3 0		3 0	3 0		3 0
物質材料工 学専攻		6	6		1 2	1 2
マクロ制御 工学専攻		6	6		1 2	1 2
機能システ ム工学専攻		6	6		1 2	1 2
情報システ ム工学専攻		6	6		1 2	1 2
エコシステ ム工学専攻	6 0	2 6	8 6	6 0	3 9	9 9
計	4 6 2	5 0	5 1 2	4 6 2	8 7	5 4 9
合計	6 1 6	4 0 0	1, 0 1 6	6 1 6	4 3 7	1, 0 5 3

附 則（平成13年1月5日規則第1589号改正）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年4月20日規則第1636号改正）

この規則は、平成13年4月20日から施行する。

附 則（平成13年6月22日規則第1652号改正）

この規則は、平成13年6月22日から施行する。

附 則（平成14年3月27日規則第1707号改正）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条の表に掲げる医学研究科及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成14年度から平成16年度までは、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成14年度	平成15年度	平成16年度
------	-----	--------	--------	--------

		博士課程又は博士後期課程	合計収容定員	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員
		収容定員		収容定員		収容定員	
医学研究科	医学専攻	46	46	92	92	138	138
	プロテオミクス医科学専攻	18	18	36	36	54	54
	計	64	64	128	128	192	192
合計		301	917	365	981	429	1,045

附 則（平成15年1月24日規則第1744号改正）

この規則は、平成15年2月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日規則第1760号改正）

- この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 改正後の第6条の表に掲げる人間・自然環境研究科、医学研究科及び合計の項の収容定員は同表の規定にかかわらず、平成15年度及び平成16年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成15年度			平成16年度	
		修士課程又は博士前期課程	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員
		収容定員	収容定員		収容定員	
人間・自然環境研究科	人間環境専攻	20		20		
	自然環境専攻	30		30		
	臨床心理学専攻	9		9		
	計	59		59		
医学研究科	医科学専攻	20		20		
	医学専攻		92	92	138	138
	プロテオミクス医科学専攻		36	36	54	54
	計	20	128	148	192	192
合計		645	365	1,010	429	1,103

附 則（平成15年10月17日規則第1814号改正）

この規則は、平成15年10月17日から施行し、この規則による改正後の徳島大学大学院学

則の規定は、平成15年9月19日から適用する。

附 則（平成16年2月20日規則第1827号改正）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 医学研究科，歯学研究科，栄養学研究科及び薬学研究科は，改正後の第3条第2項の規定にかかわらず，平成16年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 3 改正後の第6条の表に掲げる医科学教育部，口腔科学教育部，薬科学教育部，栄養生命科学教育部及び合計の項の収容定員欄は，同表の規定にかかわらず，平成16年度から平成18年度までは，次のとおりとする。

研究科名・教育部名	専攻名	平成16年度			平成17年度		平成18年度	
		修士課程 又は博士 前期課程	博士課程 又は博士 後期課程	合計収容 定員	博士課程 又は博士 後期課程	合計収容 定員	博士課 程又は 博士後 期課程	合計収容 定員
		収容定員	収容定員		収容定員		収容定員	
医科学教育部	医科学専攻	20		20		40		40
	医学専攻		46	46	92	92	138	138
	プロテオミクス 医科学専攻		18	18	36	36	54	54
	計	20	64	84	128	168	192	232
口腔科学教育部	口腔科学専攻		26	26	52	52	78	78
薬科学教育部	創薬科学専攻	31	12	43	24	86	36	98
	医療生命薬学 専攻	32	10	42	20	84	30	94
	計	63	22	85	44	170	66	192
栄養生命科学 教育部	人間栄養科学 専攻	22	12	34	24	68	36	80
合計		635	235	870	359	1,099	483	1,223

附 則（平成16年3月19日規則第1833号改正）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月31日規則第127号改正）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月25日規則第14号改正）

この規則は、平成17年5月25日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年9月16日規則第34号改正）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年11月18日規則第43号改正）

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日規則第63号改正）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の工学研究科の各専攻は、改正後の第6条の表にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する工学研究科の学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則による改正後の第6条の表に掲げる保健科学教育部、先端技術科学教育部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず平成18年度及び平成19年度は、次のとおりとする。

研究科名・教育部名	専攻名	平成18年度			平成19年度		
		修士課程 又は博士 前期課程	博士課程 又は博士 後期課程	合計収容 定員	修士課程 又は博士 前期課程	博士課程 又は博士 後期課程	合計収容 定員
		収容定員	収容定員		収容定員	収容定員	
保健科学教育部	保健学専攻	14		14	28		28
先端技術科学教育部	知的力学システム工学専攻	94	11	105	188	22	210
	環境創生工学専攻	86	18	104	172	36	208
	システム創生工学専攻	148	24	172	296	48	344
	計	328	53	381	656	106	762
合計		620	425	1,045	962	568	1,530

附 則（平成19年2月16日規則第41号改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日規則第62号改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月18日規則第44号改正）

この規則は、平成20年1月18日から施行する。

附 則（平成20年2月15日規則第49号改正）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の第6条の表に掲げる保健科学教育部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成20年度及び平成21年度は、次のとおりとする。

研究科名・教育部 名	専攻名	平成20年度		平成21年度	
		博士課程又は 博士後期課程	合計収容定員	博士課程又は 博士後期課程	合計収容定員
		収容定員		収容定員	
保健科学教育部	保健学専攻	5	33	10	38
合計		626	1588	631	1593

附 則（平成20年3月21日規則第62号改正）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成19年度以前に人間・自然環境研究科に入学した者に係る第16条の2の表人間・自然環境研究科の項の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成21年2月24日規則第65号改正）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の人間・自然環境研究科は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該研究科に在学する学生が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 改正後の第6条の表に掲げる総合科学教育部及び合計の項の収容定員は同表の規定にかかわらず、平成21年度及び平成22年度は、次のとおりとする。

教育部名	専攻名	平成21年度			平成22年度		
		修士課程又は 博士前期 課程	博士課程又は 博士後期 課程	合計収容定員	修士課程又は 博士前期 課程	博士課程又は 博士後期 課程	合計収容定員
		収容定員	収容定員		収容定員	収容定員	
総合科学教	地域科学専	35	4	39	70	8	78

教育部	攻						
	臨床心理学 専攻	12		12	24		24
	計	47	4	51	94	8	102
計		941	640	1,581	988	644	1,632

4 平成20年度以前に人間・自然環境研究科に入学した者に係る改正後の第16条の2の表の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月16日規則第29号改正）

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- この規則による改正前の医科学教育部プロテオミクス医科学専攻並びに薬科学教育部創薬科学専攻及び医療生命薬学専攻の博士前期課程は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 第6条の表に掲げる医科学教育部、口腔科学教育部、薬科学教育部、栄養生命科学教育部、保健科学教育部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成22年度から平成24年度までは、次のとおりとする。

教育部名	専攻名	平成22年度			平成23年度		平成24年度	
		修士課程 又は博士 前期課程	博士課程 又は博士 後期課程	合計収容 定員	博士課 程又は 博士後 期課程 収容定 員	合計収 容定員	博士課 程又は 博士後 期課程 収容定 員	合計収 容定員
		収容定員	収容定員					
医科学教育部	医科学専攻	30		30		20		20
	医学専攻		189	189	194	194	199	199
	計	30	189	219	194	214	199	219
口腔科学教育部	口腔科学専攻		96	96	88	88	80	80
薬科学教育部	創薬科学専攻	35		35		70		70
	創薬科学専攻		36	36	36	36	36	36
	医療生命薬学専攻		30	30	30	30	30	30
	計	35	66	101	66	136	66	136
栄養生命科学教	人間栄養科学専	44	33	77	30	74	27	71

育部	攻								
保健科学教育部	保健学専攻	33	15	48	15	53	15	53	
合計		892	566	1,458	564	1,486	558	1,480	

附 則（平成23年1月18日規則第54号改正）

この規則は、平成23年1月18日から施行する。

附 則（平成23年3月1日規則第65号改正）

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 第6条の表に掲げる口腔科学教育部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成23年度及び平成24年度は、次のとおりとする。

教育部名	専攻名	平成23年度			平成24年度	
		修士課程又は博士前期課程 収容定員	博士課程又は博士後期課程 収容定員	合計収容定員	博士課程又は博士後期課程 収容定員	合計収容定員
口腔科学教育部	口腔保健学専攻	5		5		10
	口腔科学専攻		88	88	80	80
	計	5	88	93	80	90
合計		927	564	1,491	558	1,490

附 則（平成24年3月21日規則第42号改正）

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- この規則による改正前の薬科学教育部創薬科学専攻及び医療生命薬学専攻の博士後期課程並びに先端技術科学教育部環境創生工学専攻は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 第6条の表に掲げる薬科学教育部、保健科学教育部、先端技術科学教育部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成24年度から平成26年度までは、次のとおりとする。

教育部名	専攻名	平成24年度			平成25年度		平成26年度	
		修士課程又は 程又は	博士課程又は 程又は	合計収 容定員	博士課程又は 程又は	合計収 容定員	博士課程又は 程又は	合計収 容定員

		博士前	博士後		博士後		博士後		
		期課程	期課程		期課程		期課程		
		収容定員	収容定員			収容定員	収容定員		
薬科学教育部	創薬科学専攻	70	10	80	20	90	30	100	0
	薬学専攻		4	4	8	8	12	12	
	計	70	14	84	28	98	42	112	
保健科学教育部	保健学専攻	46	15	61	15	69	15	69	
先端技術科学教育部	知的力学システム工学専攻	197	36	233	39	245	42	248	
	物質生命システム工学専攻	73	9	82	18	164	27	173	
	システム創生工学専攻	300	68	368	64	368	60	364	
	計	570	113	683	121	777	129	785	
	合計		854	460	1,314	479	1,427	501	1,449

4 平成23年度以前に先端技術科学教育部に入学した者に係る改正後の第16条の2の表の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月19日規則第56号改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月17日規則第39号改正）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 第6条の表に掲げる口腔科学教育部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成27年度及び平成28年度は、次のとおりとする。

教育部名	専攻名	平成27年度		平成28年度	
		博士課程又は 博士後期課程 収容定員	合計収容定員	博士課程又は 博士後期課程 収容定員	合計収容定員
		口腔科学教育部	口腔保健学専攻	2	12
	口腔科学専攻	72	72	72	72
	計	74	84	76	86
合計		507	1,455	509	1,457

附 則（平成28年5月30日規則第3号改正）

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日規則第43号改正）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月20日規則第13号改正）

この規則は、平成30年9月20日から施行する。

附 則（令和2年2月13日規則第37号改正）

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- この規則による改正前の総合科学教育部各専攻及び先端技術科学教育部各専攻の博士前期課程は、改正後の第3条の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- この規則による改正前の第16条の2の表に掲げる先端技術科学教育部の項は、改正後の同表の規定にかかわらず、令和2年3月31日に先端技術科学教育部各専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、同日に当該専攻に在学する学生については、なお従前の例による。
- 改正後の第6条の表に掲げる創成科学研究科及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和2年度は次のとおりとする。

研究科等名	専攻名	令和2年度	
		修士課程又は博士前期課程	合計収容定員
		収容定員	
創成科学研究科	地域創成専攻	16	16
	臨床心理学専攻	12	12
	理工学専攻	308	308
	生物資源学専攻	39	39
	計	375	375
合計		573	1,084

附 則（令和2年9月16日規則第22号改正）

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

第1章 総則

(通則)

第1条 徳島大学大学院保健科学教育部（以下「本教育部」という。）に関する事項は、徳島大学大学院学則（以下「学則」という。）及び徳島大学学位規則（以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 学則、学位規則及びこの規則に特別の定めのある場合を除いて、本教育部に関する事項は、本教育部教授会が定める。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本教育部は、保健科学における実践的かつ実証的な教育研究を通して、生命倫理とチーム医療を尊重し、かつ社会の多様なニーズに応えることのできる人間性豊かな高度専門職業人及び教育・研究者の養成を目指すとともに、社会の要請に貢献する先導的な研究を推進し、保健科学の発展に寄与する。

第2章 教育課程

(教育方法)

第2条 本教育部の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第3条 本教育部において、本教育部教授会が教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 本教育部に、外国人留学生のための英語による特別コース（以下「特別コース」という。）を置く。

(授業科目及び単位数)

第4条 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

2 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

3 博士前期課程に所属する学生のうち、専門看護師の養成に係る科目を履修しようとする者の授業科目及び単位数は、別に定める。

4 前条第2項に規定する特別コースの授業科目及び単位数は、別に定める。

(授業科目の履修方法)

第5条 学生は、前条の授業科目について、次表に定める単位を修得しなければならない。

(1) 博士前期課程

専攻等名	単位数		
	必修科目	選択科目	計
保健学専攻 [看護学領域（助産実践コースを除く。）]	10単位	20単位以上	30単位以上
[看護学領域（助産実践コース）]	6単位	52単位以上	58単位以上
[医用情報科学領域]	12単位	18単位以上	30単位以上
[医用検査学領域]	12単位	18単位以上	30単位以上

(2) 博士後期課程

専攻名	単位数		
	必修科目	選択科目	計
保健学専攻	2単位	10単位以上	12単位以上

2 履修する授業科目の選択に当たっては、あらかじめ定める指導教員（直接研究指導に当たる教員をいう。以下同じ。）の指導を受けなければならない。

3 履修方法については、別に定める。

4 本教育部において教育上有益と認めるときは、徳島大学（以下「本学」という。）大学院の

他の研究科若しくは教育部又は本学学部との協議に基づき、当該他の研究科若しくは教育部又は本学学部の授業科目を履修させることができる。

- 5 前項の授業科目を履修しようとするときは、学生は、本教育部長の許可を得なければならない。
- 6 第4項の規定により他の研究科又は教育部で履修した授業科目の単位は、第1項各号に規定する選択科目の単位に含めることができる。
- 7 第4項の規定により本学学部で履修した授業科目の単位は、自由科目の単位とすることができる。
- 8 自由科目の単位は、第1項各号に規定する単位に含めることはできない。
- 9 第3条第2項に規定する特別コースの履修方法は、別に定める。

(研究指導)

第6条 研究指導は、指導教員が行うものとする。

- 2 前項の研究指導は、研究課題の研究の指導及び学位論文の作成について行う。
- 3 指導教員のうち、学生の研究指導を総括的に担当する者を主指導教員、主指導教員とともに研究指導を行う者を副指導教員とし、学生ごとに主指導教員は1人、副指導教員は1人以上とする。

(試験の告示)

第7条 試験を課す授業科目、日時その他必要な事項は、あらかじめ告示する。

(成績評価等)

第8条 成績は、100点をもって満点とし、S(90点以上)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)及びD(59点以下)の評語をもってあらわし、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

- 2 前項の評語の評価基準は、次の表のとおりとする。

評語	評価基準
S	科目の到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
A	科目の到達目標を十分に達成している。
B	科目の到達目標を達成している。
C	科目の到達目標を最低限達成している。
D	科目の到達目標の項目の全て又はほとんどを達成していない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、入学前の既修得単位等により判定する授業科目の成績は、認の評語をもってあらわすことができるものとし、合格とする。

(追試験及び再試験)

第9条 病気その他やむを得ない事情のため、正規の試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

- 2 前項の追試験を受けることができなかった者又は試験を受けて不合格となった者は、原則として次の学期末に再試験を受けることができる。

(助産師国家試験の受験資格)

第9条の2 助産師国家試験の受験資格を取得しようとする者は、選択科目のうち別に定める科目の単位を修得しなければならない。

(養護教諭の免許状)

第9条の3 養護教諭の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の単位を修得するために必要な授業科目及び履修方法については、本教育部長が別に定める。

(転学者の取扱い)

第10条 他の大学院又は外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。)若しくは国際連合大学(以下「外国の大学院等」という。)から本教育部に転学をした者の在学年数及び既修得単位の換算については、その都度本教育部教授会が定める。

(転教育部)

第10条の2 学則第26条の2の規定に基づき、本教育部に転教育部を願い出た者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

2 転教育部を許可する時期は、本教育部教授会が定める。

3 転教育部を許可した学生を在籍させる年次は、本教育部教授会が定める。

4 転教育部を許可した学生の既修得単位の認定は、本教育部教授会が定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第11条 学則第9条、第27条及び第27条の2の規定に基づき、他の大学院若しくは国際連合大学の授業科目の履修を志願し、若しくは他の大学院等において必要な研究指導を受けることを志願し、又は外国の大学院に留学を志願する者は、所定の願書を本教育部長を経て学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(単位の認定)

第12条 前条の規定により許可を受けた者(以下「派遣学生」という。)が他の大学院若しくは外国の大学院等で修得した単位又は学則第9条の2第1項の規定に基づき学生が休学期間中に外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位の認定は、当該大学院が発行する成績証明書等により本教育部教授会が行う。

(履修等報告書)

第13条 派遣学生は、他の大学院等又は外国の大学院等での履修の期間又は研究指導を受けた期間が満了したときは、所定の履修等報告書を速やか(外国の大学院に留学した者については、帰国の日から1月以内)に本教育部長を経て学長に提出しなければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 学則第9条の3の規定による入学前の既修得単位の認定は、当該大学院が発行する成績証明書等により本教育部教授会が行う。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日規則第83号改正)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年1月18日規則第44号改正)

この規則は、平成20年1月18日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第142号改正)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年5月26日規則第1号改正)

この規則は、平成20年5月26日から施行する。

附 則(平成20年9月30日規則第19号改正)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。ただし、別表(2)博士後期課程の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成21年1月26日規則第58号改正)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表(2)博士後期課程の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月24日規則第93号改正)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月1日規則第66号改正)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成22年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成23年9月30日規則第15号改正)

1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

2 平成22年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月30日規則第67号改正)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成23年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月19日規則第84号改正）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成24年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月12日規則第76号改正）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成25年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月25日規則第68号改正）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成26年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月22日規則第43号改正）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成27年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月19日規則第56号改正）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成29年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月26日規則第83号改正）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年2月26日規則第51号改正）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前に入学した者については、改正後の第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 令和元年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 別表

(1) 博士前期課程  
授業科目及び単位数

区分		授業科目	単位数	
			必修	選択
全専攻系共通 カリキュラム科目		生命倫理概論		2
		臨床心理学		2
		社会医学・疫学・医学統計概論		2
		英語論文作成法		2
		宇宙と栄養・医学概論		2
		生命科学の研究手法		2
		研究方法論		1
		がんチーム医療実習	0.5	5
		悪性腫瘍の管理と治療		1
		医療情報学	0.5	5
		医療対話学（コミュニケーションスキル）	0.5	5
		医療倫理と法律的・経済的問題	0.5	5
		医療系分野における知的財産学概論		2
各専攻系間の 共通カリキュラム科目		ヒューマンサイエンス（形態と機能）		2
		微生物・免疫学実習		2
		臨床医科学概論		2
保健学専攻共通科目		チーム医療特論		2
		保健学特論		2
		臨床腫瘍学概論		2
		国際医療実践英語演習		2
		脳と神経学概論		2
		脳と神経学評価方法論		2
指定科目A	看護学領域	看護研究方法論		2
		看護教育学		2
		看護倫理		2
		看護管理学		2
		コンサルテーション論		2
		看護実証研究論		2
		看護学指導演習		4
指定科目B	看護学領域	ヘルスアセスメント特論		2
		病態生理学特論		2
		臨床薬理学特論		2
専門科目	看護学領域	看護技術学特論Ⅰ		2
		看護技術学特論Ⅱ		2
		看護技術学演習		4
		看護教育学特論Ⅰ		2
		看護教育学特論Ⅱ		2
		看護教育学演習		4
		看護アウトカム管理学特論Ⅰ		2
		看護アウトカム管理学特論Ⅱ		2
		看護アウトカム管理学演習		4
		回復支援看護学特論Ⅰ		2
		回復支援看護学特論Ⅱ		2

回復支援看護学演習		4
生活調整特論		2
脳神経看護学特論Ⅰ		2
脳神経看護学特論Ⅱ		2
脳神経看護学演習		4
脳神経看護学実習Ⅰ		4
脳神経看護学実習Ⅱ		4
脳神経治療援助論実習		2
ストレス緩和ケア看護学特論Ⅰ		2
ストレス緩和ケア看護学特論Ⅱ		2
ストレス緩和ケア看護学演習		4
がん看護学特論Ⅰ		2
がん看護学特論Ⅱ		2
がん看護学演習		4
がん看護学実習Ⅰ		3
がん看護学実習Ⅱ		2
がん看護学実習Ⅲ		3
がん治療援助論実習		2
地域看護学特論Ⅰ		2
地域看護学特論Ⅱ		2
地域看護学演習		4
小児看護学特論Ⅰ		2
小児看護学特論Ⅱ		2
小児看護学演習		4
学校保健学特論Ⅰ		2
学校保健学特論Ⅱ		2
学校保健学演習		4
精神看護学特論Ⅰ		2
精神看護学特論Ⅱ		2
精神看護学演習		4
支援看護学特別研究	1 0	
支援看護学特別課題研究		4
こころの保健学特論Ⅰ		2
こころの保健学特論Ⅱ		2
こころの保健学演習		4
臨床腫瘍保健学特論Ⅰ		2
臨床腫瘍保健学特論Ⅱ		2
臨床腫瘍保健学演習		4
保健学特別研究	1 0	
ウイメンズヘルス・助産学特論		2
女性支援看護学特論		2
女性支援看護学演習Ⅰ		4
女性支援看護学演習Ⅱ		4
生殖・更年期保健学特論		2
生殖・更年期保健学演習		4
助産学特論Ⅰ（助産概論・母子保健学）		2
助産学特論Ⅱ（生命倫理学）		2
助産学特論Ⅲ（母性心理・社会学）		2

	助産学特論演習Ⅰ		4
	助産学特論演習Ⅱ		4
	助産実践学Ⅰ (形態機能・病理病態学)		2
	助産実践学Ⅱ (病態薬理学)		2
	助産実践学Ⅲ (病態検査学)		2
	助産実践学Ⅳ (診断・実践学)		2
	助産実践学Ⅴ (助産管理学)		2
	助産実践学演習Ⅰ		4
	助産実践学演習Ⅱ		4
	助産実践学実習Ⅰ		4
	助産実践学実習Ⅱ		4
	助産実践学実習Ⅲ		4
	助産学実習		8
	助産学特別研究	6	
医用情報 科学領域	先端医用画像情報学・先端数理統計学		2
	先端医用画像情報学・先端数理統計学演習		4
	先端医用画像機器工学		2
	先端医用画像機器工学演習		4
	先端放射分析化学		2
	先端放射分析化学演習		4
	放射線障害分子医学		2
	放射線障害分子医学演習		4
	脳機能画像解析学		2
	脳機能画像解析学演習		4
	放射線腫瘍学・放射線治療物理学		2
	放射線腫瘍学・放射線治療物理学演習		4
	医用画像解析学		2
	医用画像解析学演習		4
	代謝・機能画像情報解析学		2
	代謝・機能画像情報解析学演習		4
	先端医用画像評価学		2
	先端医用画像評価学演習		4
	医用情報科学特別研究	1 2	
医用検査 学領域	生体機能解析学特論		2
	生体機能解析学演習		4
	分析医化学特論		2
	分析医化学演習		4
	病理解析学特論		2
	病理解析学演習		4
	細胞・免疫解析学特論		2
	細胞・免疫解析学演習		4
	微生物・遺伝子解析学特論		2
	微生物・遺伝子解析学演習		4
	生殖補助医療学特論		2
	生殖補助医療学演習		4
	腫瘍制御学特論		2
	腫瘍制御学演習		4
	細胞・分子機能解析学特論		2

		細胞・分子機能解析学演習 先端医療技術・支援学特別研究	1 2	4
医学物理学 関連科目	医用情報 科学領域	放射線治療品質管理学特論 医用物理学特論Ⅰ 医用物理学特論Ⅱ 医用物理学特論Ⅲ		(2) (2) (2) (2)

備考

1 講義，演習は15時間，実習，特別研究は30時間をもって1単位とする。ただし，助産実践学実習Ⅰ，助産実践学実習Ⅱ，助産実践学実習Ⅲ及び助産学実習は，45時間をもって1単位とする。

2 ( )内は，自由科目の単位数を表す。

(2) 博士後期課程

授業科目及び単位数

区分		授業科目	単位数	
			必修	選択
全専攻系共通 カリキュラム科目		生命倫理概論		2
		臨床心理学		2
		社会医学・疫学・医学統計概論		2
		英語論文作成法		2
		宇宙と栄養・医学概論		2
		生命科学の研究手法		2
		医療系分野における知的財産学概論		2
各専攻系間の 共通カリキュラム科目		ヒューマンサイエンス（形態と機能）		2
		微生物・免疫学実習		2
		臨床医科学概論		2
保健学専攻共通科目		先端保健医療学	2	
		クラスターコアセミナー		2
専門科目	研究支援 科目	看護学研究方法論		2
		臨床試験学		2
		医用情報解析学		2
		分子解析法		2
	生涯健康 支援学領 域	生涯健康支援看護学特講		2
		生涯健康支援看護学特講演習		2
		生涯健康支援看護学特別研究		4
		生涯健康支援医療学特講		2
		生涯健康支援医療学特講演習		2
		生涯健康支援医療学特別研究		4
	医用情報 科学領域	医用情報工学特講		2
		医用情報工学特講演習		2
		臨床画像診断・解析学特講		2
		臨床画像診断・解析学特講演習		2
		医用情報科学特別研究		4
	医用検査 学領域	病態制御保健学特講		2
		病態制御保健学特講演習		2
		病態制御保健学特別研究		4
	連携領域	宇宙医科学特講		2
		宇宙医科学特講演習		2
宇宙医科学特別研究			4	

備考 講義，演習は15時間，実習，特別研究は30時間をもって1単位とする。

## 徳島大学大学院保健科学教育部における授業科目の履修方法に関する細則

第1条 この細則は、徳島大学大学院保健科学教育部規則（以下「規則」という。）第5条第3項の規定に基づき、徳島大学大学院保健科学教育部における授業科目の履修方法について必要な事項を定めるものとする。ただし、専門看護師養成に係る授業科目、単位及び履修方法は、別に定める。

第2条 学生は、規則別表に定める授業科目について、次の各項に掲げるとおり単位を修得しなければならない。

2 博士前期課程学生の履修方法は次のとおりとする。

(1) 必修科目については、指導教員の担当する特別研究を履修すること。ただし、看護学領域（助産実践コース）学生は、助産学特別研究を履修すること。

(2) 看護学領域（助産実践コースを除く。）学生の選択科目の履修方法は次のとおりとする。

イ 全専攻系共通カリキュラム科目、各専攻系間の共通カリキュラム科目、保健学専攻共通科目及び指定科目Aから4科目8単位以上、指定科目Bから1科目2単位以上を履修すること。

ロ 指導教員の担当する専門科目から3科目8単位（講義4単位、演習4単位）以上を履修すること。

ハ 他の専門科目（講義）から1科目2単位以上を履修すること。

ニ 原則として特別研究以外の授業科目については1年次に履修し、特別研究は1年次（後期）及び2年次に履修すること。

(3) 看護学領域（助産実践コース）学生の選択科目の履修方法は次のとおりとする。

イ 全専攻系共通カリキュラム科目、各専攻系間の共通カリキュラム科目、保健学専攻共通科目、指定科目A及び指定科目Bから4科目8単位以上を履修すること。

ロ 専門科目から4科目4単位以上を履修すること。ただし、別表に定める科目から◎印の科目をすべて含む1科目40単位（講義16単位、演習12単位、実習12単位）以上を履修すること。

ハ 原則として助産師国家試験受験のための科目については1年次に履修し、特別研究は2年次に履修すること。

ニ 助産師国家試験受験資格を取得しようとする者は、別表に定める科目のうち※印の科目（1科目34単位）をすべて履修すること。

(4) 医用情報科学領域学生の選択科目の履修方法は次のとおりとする。

イ 全専攻系共通カリキュラム科目、各専攻系間の共通カリキュラム科目及び保健学専攻共通科目から3科目6単位以上を履修すること。

ロ 指導教員の担当する専門科目から2科目6単位（講義2単位、演習4単位）以上を履修すること。

ハ 他の専門科目（講義）から3科目6単位以上を履修すること。

ニ 原則として特別研究以外の授業科目については1年次に履修し、特別研究は1年次（後期）及び2年次に履修すること。

ホ 医学物理士コースを履修する者は、全専攻系共通カリキュラム科目から研究方法論、悪性腫瘍の管理と治療、医療情報学及び医療倫理と法律的・経済的問題を履修し、かつ、保健学専攻共通科目から臨床腫瘍学概論を履修すること。

(5) 医用検査学領域学生の選択科目の履修方法は次のとおりとする。

イ 全専攻系共通カリキュラム科目、各専攻系間の共通カリキュラム科目及び保健学専攻共通科目から5科目10単位以上を履修すること。

ロ 指導教員の担当する専門科目から2科目6単位（講義2単位、演習4単位）以上を履修すること。

ハ 他の専門科目（講義）から1科目2単位以上を履修すること。

ニ 原則として特別研究以外の授業科目については1年次に履修し、特別研究は1年次（後期）及び2年次に履修すること。

3 博士後期課程学生の選択科目の履修方法は次のとおりとする。

(1) 指導教員の担当する専門科目から3科目8単位（講義2単位、演習2単位、特別研究4単位）以上を履修すること。

(2) 他の選択科目から1科目2単位以上を履修すること。

(3) 前号の規定にかかわらず、教育クラスターによる指導を受ける者は、クラスターコアセミナーを必ず履修すること。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学者から適用する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学者から適用する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

## 別表

## 助産実践コース開講科目

## 授 業 科 目 及 び 単 位 数

授 業 科 目	単位数	
	必修	選択
◎ウイメンズヘルス・助産学特論		2
◎※助産学特論Ⅰ（助産概論・母子保健学）		2
◎※助産学特論Ⅱ（生命倫理学）		2
助産学特論Ⅲ（母性心理・社会学）		2
◎助産学特論演習Ⅰ		4
◎助産学特論演習Ⅱ		4
◎※助産実践学Ⅰ（形態機能・病理病態学）		2
◎※助産実践学Ⅱ（病態薬理学）		2
◎※助産実践学Ⅲ（病態検査学）		2
◎※助産実践学Ⅳ（診断・実践学）		2
◎※助産実践学Ⅴ（助産管理学）		2
◎※助産実践学演習Ⅰ		4
※助産実践学演習Ⅱ		4
◎※助産実践学実習Ⅰ		4
助産実践学実習Ⅱ		4
助産実践学実習Ⅲ		4
※助産学実習		8
助産学特別研究	6	

徳島大学大学院保健科学教育部博士前期課程専門看護師養成に係る授業科目、単位及び履修方法に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、徳島大学大学院保健科学教育部規則（以下「規則」という。）第4条第3項及び第5条第3項の規定に基づき、徳島大学大学院保健科学教育部（以下「本教育部」という。）の博士前期課程における専門看護師養成に係る授業科目、単位数及び履修方法について定める。

(専門看護師)

第2条 本細則に定める専門看護師は、次に掲げるものをいう。

- (1) がん看護専門看護師
  - (2) 慢性疾患看護専門看護師
- (授業科目及び単位数)

第3条 前条に掲げる専門看護師の所要資格取得のための授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修方法)

第4条 専門看護師の所要資格を取得しようとする者の履修方法は次のとおりとする。

- (1) がん看護専門看護師の所要資格を取得しようとする者は、保健学専攻共通科目から臨床腫瘍学概論を、指定科目Aのうち、看護研究方法論、看護教育学、看護倫理、看護管理学及びコンサルテーション論から4科目8単位以上、指定科目B3科目6単位、専門科目からストレス緩和ケア看護学特論Ⅰ、ストレス緩和ケア看護学特論Ⅱ、がん看護学特論Ⅰ、がん看護学特論Ⅱ、がん看護学演習、がん看護学実習Ⅰ、がん看護学実習Ⅱ、がん看護学実習Ⅲ、がん治療援助論実習及び支援看護学特別課題研究を履修すること。
- (2) 慢性疾患看護専門看護師の所要資格を取得しようとする者は、保健学専攻共通科目から脳と神経学概論、脳と神経学評価方法論を、指定科目Aのうち、看護研究方法論、看護教育学、看護倫理、看護管理学及びコンサルテーション論から4科目8単位以上、指定科目B3科目6単位、専門科目から生活調整特論、脳神経看護学特論Ⅰ、脳神経看護学特論Ⅱ、脳神経看護学演習、脳神経看護学実習Ⅰ、脳神経看護学実習Ⅱ、脳神経治療援助論実習及び支援看護学特別課題研究を履修すること。

(その他)

第5条 この細則に定めるもののほか、専門看護師の養成に関して必要な事項は、その都度、本教育部教授会が定める。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した者については、改正後の第4条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和元年6月20日から施行する。
- 2 平成31年度以前に入学した者については、改正後の第4条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前に入学した者については、改正後の第1条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 別表

## (1) がん看護専門看護師

区分	授業科目	単位数
保健学専攻共通科目	臨床腫瘍学概論	2
指定科目 A	看護研究方法論	2
	看護教育学	2
	看護倫理	2
	看護管理学	2
	コンサルテーション論	2
指定科目 B	ヘルスアセスメント特論	2
	病態生理学特論	2
	臨床薬理学特論	2
専門科目	ストレス緩和ケア看護学特論 I	2
	ストレス緩和ケア看護学特論 II	2
	がん看護学特論 I	2
	がん看護学特論 II	2
	がん看護学演習	4
	がん看護学実習 I	3
	がん看護学実習 II	2
	がん看護学実習 III	3
	がん治療援助論実習	2
	支援看護学特別課題研究	4

## (2) 慢性疾患看護専門看護師

区分	授業科目	単位数
保健学専攻共通科目	脳と神経学概論	2
	脳と神経学評価方法論	2
指定科目 A	看護研究方法論	2
	看護教育学	2
	看護倫理	2
	看護管理学	2
	コンサルテーション論	2
指定科目 B	ヘルスアセスメント特論	2
	病態生理学特論	2
	臨床薬理学特論	2
専門科目	生活調整特論	2
	脳神経看護学特論 I	2
	脳神経看護学特論 II	2
	脳神経看護学演習	4
	脳神経看護学実習 I	4
	脳神経看護学実習 II	4
	脳神経治療援助論実習	2
	支援看護学特別課題研究	4

○徳島大学学位規則

昭和50年6月20日

規則第496号制定

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条の規定に基づき、徳島大学（以下「本学」という。）における論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(卒業による学位の授与)

第2条 本学を卒業した者には、徳島大学学則の定めるところにより、学士の学位を授与する。

(課程修了による学位の授与)

第3条 本学の大学院（以下「大学院」という。）の課程を修了した者には、徳島大学大学院学則の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

(論文提出による学位の授与)

第4条 前条に定めるもののほか、本学に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、専攻分野に関し大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが試問により確認された者には、博士の学位を授与する。

(専攻分野の名称)

第5条 前3条に定める学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称は、次のとおりとする。

学位名	学部等名	専攻分野の名称
学士	総合科学部	総合科学
	医学部 医学科	医学
	医学部 医科栄養学科	栄養学
	医学部 保健学科	看護学
		保健学
	歯学部 歯学科	歯学
	歯学部 口腔保健学科	口腔保健学
	薬学部 薬学科	薬学
	薬学部 創製薬科学科	薬科学
	理工学部	理工学
生物資源産業学部	生物資源産業学	
修士	創成科学研究科（修士課程）	学術
		臨床心理学

		理学
		工学
		生物資源学
	医科学教育部（修士課程）	医科学
	口腔科学教育部（博士前期課程）	口腔保健学
	薬科学教育部（博士前期課程）	薬科学
	栄養生命科学教育部（博士前期課程）	栄養学
	保健科学教育部（博士前期課程）	保健学
		看護学
博士	総合科学教育部（博士課程）	学術
	医科学教育部（博士課程）	医学
	口腔科学教育部（博士課程）	口腔保健学
		歯学
		学術
	薬科学教育部（博士課程）	薬科学
		薬学
	栄養生命科学教育部（博士課程）	栄養学
	保健科学教育部（博士課程）	保健学
先端技術科学教育部（博士課程）	工学	

（学位論文の提出）

第6条 博士課程の学生が博士論文の審査等を受けようとするときは、学位申請書、博士論文その他別に定める書類を提出するものとする。

2 博士課程の学生でない者が博士の学位を請求するときは、学位申請書、博士論文その他別に定める書類に所定の学位論文審査手数料を添えて提出するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、創成科学研究科各専攻又は各教育部の教授会（以下「研究科専攻等教授会」という。）が博士論文の審査のため必要があるときは、当該論文の副本、訳本、模型又は標本等の提出を求めることがある。

4 修士課程又は博士前期課程の学生が修士論文の審査等を受けようとするときは、学位申請書、修士論文その他別に定める書類を提出するものとする。

（学位論文の受理）

第7条 学位論文の受理は、研究科専攻等教授会の議を経て、学長が決定する。

2 提出した学位論文については、任意に撤回し、又は一時的返還等を要求することができない。

（学位論文の審査等の機関）

第8条 学位論文の審査及び最終試験又は試問は、研究科専攻等教授会が行う。

2 研究科専攻等教授会は、あらかじめ学位論文の提出者の資格を確認した後、互選により研究科専攻等教授会構成員のうちから選出された審査委員を含む3人以上の審査委員（主査1人、副査2人以上）を定め、学位論文の審査及び最終試験又は試問に関する事項を付託する。

3 研究科専攻等教授会は、必要と認めるときは、学位論文の審査等にあたって、大学院の研究科若しくは教育部（以下「研究科等」という。）担当の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力（審査委員に加わることを含む。）を求めることができる。

4 審査委員は、学位論文の審査の要旨及び最終試験又は試問の成績を記録し、その結果を文書により研究科専攻等教授会に報告するものとする。

（最終試験及び試問の方法）

第9条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

2 試問は、博士論文を中心として、これに関連のある科目及び外国語について、口頭又は筆答により行うものとする。この場合において、外国語については、原則として、2外国語を課するものとする。ただし、博士論文を提出した者が大学院の博士課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後退学した者であるときは、退学後5年以内に限り、最終試験に準じて試験をもって試問に代えることができる。

（学位論文の審査等の期限）

第10条 博士論文の審査及び最終試験又は試問は、博士論文受理後1年以内に終了するものとする。

2 修士論文の審査及び最終試験は、在学期間中に終了するものとする。

（課程の修了及び論文審査等の議決）

第11条 研究科専攻等教授会は、審査委員の報告に基づき、第3条の規定によるものについては、課程修了の可否、第4条の規定によるものについては、その論文の審査及び試問の可否について議決する。

2 前項の議決は、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

（学長への報告）

第12条 学部長は、教授会が卒業を認定する旨の議決をしたときは、その氏名等を、文書により学長に報告するものとする。

2 研究科等の長は、研究科専攻等教授会が前条の議決をしたときは、学位論文の審査の結果の要旨及び最終試験又は試問の成績及び議決の結果を、文書により学長に報告するものとする。

（卒業証書・学位記及び学位記の授与）

第13条 学長は、前条第1項の報告に基づき、学士の学位を授与できるものと認定した者には、卒業証書・学位記を授与する。

2 学長は、前条第2項の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与できるものと認定した者には、学位記を授与し、当該学位を授与できないものと認定した者には、その旨を通知するものとする。

3 卒業証書・学位記の様式は、別表第1のとおりとし、学位記の様式は、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。

(学位授与の報告)

第14条 前条の規定により学位を授与したときは、学位記台帳に登録するものとする。

2 学長は、博士の学位を授与したときは、省令第12条の規定の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(論文要旨等の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて、閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称の使用)

第17条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、学位に本学名を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第18条 学位(学士の学位を除く。)を授与された者が不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為をしたときは、学長は、当該研究科専攻等教授会の議を経て、当該学位の授与を取消し、当該学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の議決は、構成員の4分の3以上の同意を必要とする。

(実施細則)

第19条 この規則の実施に関し必要な事項は、研究科等の長が別に定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、昭和50年6月20日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
- 2 徳島大学学位規則施行細則（昭和33年徳島大学訓令第7号）は、廃止する。
- 3 第4条の規定による博士課程を経ない者に対する学位の授与は、第3条の規定による博士課程修了者に同種類の学位を授与した後に行うものとする。

附 則（昭和58年4月1日規則第745号改正）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月27日規則第780号改正）

この規則は、昭和59年4月27日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年4月1日規則第862号改正）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月15日規則第1003号改正）

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年3月31日に大学院工学研究科修士課程に在学する者については、改正後の第5条第4項及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成3年9月20日規則第1033号改正）

この規則は、平成3年9月20日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則（平成4年2月21日規則第1048号改正）

この規則は、平成4年2月21日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年9月18日規則第1080号改正）

この規則は、平成5年3月19日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規則第1134号改正）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年2月16日規則第1207号改正）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日規則第1212号改正）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成13年1月5日規則第1589号改正）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年9月21日規則第1658号改正）

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日規則第1761号改正）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月20日規則第1782号改正）

この規則は、平成15年6月20日から施行する。

附 則（平成15年10月17日規則第1815号改正）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月20日規則第1828号改正）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 医学研究科、歯学研究科、栄養学研究科及び薬学研究科に係る旧規則第5条の規定は、改正後の第5条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、その効力を有するものとする。

附 則（平成18年3月17日規則第64号改正）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日に薬学部及び工学研究科に在学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成18年3月31日に医学研究科、歯学研究科、栄養学研究科、薬学研究科及び工学研究科に在学する者については、改正後の別表第2、別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年2月16日規則第42号改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月15日規則第50号改正）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日に保健科学教育部に在学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年2月24日規則第66号改正）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に人間・自然環境研究科に在学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月16日規則第30号改正）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に薬科学教育部に在学する者については、改正後の第5条及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月1日規則第65号改正）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日規則第43号改正）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に薬科学教育部に在学する者については、改正後の第5条、別表第3

及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年5月21日規則第7号改正）

- 1 この規則は、平成25年5月21日から施行する。
- 2 改正後の第15条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第16条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月18日規則第87号改正）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に医学部栄養学科に在学する者については、改正後の第5条及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月17日規則第40号改正）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に口腔科学教育部に在学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月16日規則第41号改正）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に工学部に在学する者並びに平成28年度及び平成29年度に工学部に編入学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月25日規則第40号改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日規則第13号改正）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日規則第80号改正）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日に総合科学教育部及び先端技術科学教育部の博士前期課程に在学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(学部卒業者の場合)

		注 ○第	号
卒業証書・学位記			
本籍(都道府県名)			
大 学 印	氏	名	
	(和暦)	年	月 日生
<p>本学○○学部○○学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(○○)の学位を授与する</p>			
<p>(和暦) 年 月 日</p>			
徳島大学○○学部長		氏 名	印
徳 島 大 学 長		氏 名	印

備考1 注は、学部名の頭文字を記入する。ただし、医学部医科栄養学科は「栄」、医学部保健学科は「保」、歯学部口腔保健学科は「口」、薬学部創製薬科学科は「創」とする。

2 公印は、印影印刷とする。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。





別表第4(論文提出による場合)

注 乙〇第 号
学 位 記
本籍(都道府県名) 氏 名 (和暦) 年 月 日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(〇〇)の学位を授与 する
(和暦) 年 月 日
徳 島 大 学 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大学印</span>

備考1 注は、審査を受けた教育部名の頭文字を記入する。ただし、口腔科学教育部口腔保健学専攻にあつては「口保」、薬科学教育部創薬科学専攻にあつては「創」と記入する。

2 公印は、印影印刷とする。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この細則は、徳島大学学位規則（以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、徳島大学大学院保健科学教育部（以下「本教育部」という。）における学位審査に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 学位審査

### (学位論文の提出時期及び資格要件)

第2条 規則第6条第1項の規定により博士論文の審査を受けようとするときは、博士後期課程第3年次の1月以降（後期の学期から入学した者については7月以降）における指定の期日までに博士論文を提出するものとする。ただし、本教育部教授会において、徳島大学大学院学則（以下「学則」という。）第12条第1項ただし書及び第3号ただし書に該当すると認定された者については、博士論文の提出日を博士後期課程第1年次の1月以降（後期の学期から入学した者については7月以降）における指定の期日まで、学則第12条第2項ただし書に該当すると認定された者については、博士論文の提出日を博士後期課程第2年次の1月以降（後期の学期から入学した者については7月以降）における指定の期日までとすることができる。

2 規則第6条第4項の規定により修士論文の審査を受けようとするときは、博士前期課程第2年次の1月以降（後期の学期から入学した者については7月以降）における指定の期日までに修士論文を提出するものとする。ただし、本教育部教授会において、学則第11条第1項ただし書に該当すると認定された者については、修士論文の提出日を博士前期課程第1年次の1月以降（後期の学期から入学した者については7月以降）における指定の期日までとすることができる。

3 前2項の規定による学位論文の提出に当たっては、提出の日までに徳島大学大学院保健科学教育部規則第5条第1項に規定する単位を修得していなければならない。

### (学位論文提出の手続)

第3条 博士論文の審査を受けようとする者は、指導教員の承認を受けた上で次の各号に掲げる書類を本教育部長に提出するものとする。ただし、第2号から第6号までの書類については、別に審査用として必要部数を添付するものとする。

- (1) 学位申請書（様式(1)） 1部
- (2) 履歴書（様式(5)） 1部
- (3) 業績目録（様式(6)） 1部
- (4) 博士論文（学術雑誌に公刊予定のものは、受理証明を添えた投稿原稿の写しとする。） 1

部

- (5) 論文内容要旨 和文約1,000字(様式(7)) 1部
- (6) 参考論文のあるときは当該論文(学術雑誌に公刊予定のものは,受理証明を添えた投稿原稿の写しとする。) 各1部
- (7) 共著者の承諾書(様式(8)) 共著者各1部
- (8) 誓約書(様式(9)) 1部

2 修士論文の審査を受けようとする者は,指導教員の承認を受けた上で次の各号に掲げる書類を本教育部長に提出するものとする。ただし,第2号から第6号までの書類については,別に審査用として必要部数を添付するものとする。

- (1) 学位申請書(様式(2)) 1部
- (2) 履歴書(様式(5)) 1部
- (3) 業績目録(様式(6)) 1部
- (4) 修士論文 1部
- (5) 論文内容要旨 和文約1,000字(様式(7)) 1部
- (6) 参考論文のあるときは当該論文 各1部

(博士論文の条件)

第4条 提出する博士論文は,発行機関の審査を経て学術雑誌に公刊されたもの又は提出の日から1年以内に公刊予定であることが証明されたものでなければならない。

2 提出する博士論文が共著論文である場合には,提出者が筆頭著者であり,かつ,共著者の承諾を得たものでなければならない。この場合において,当該論文が過去において,博士論文として使用されていないものであり,将来においても博士論文として他に使用しないものでなければならない。

(第1次審査及び審査委員の選出)

第5条 学位論文が受理されたときは,本教育部長は,速やかに本教育部教授会に付議し,履歴書,単位取得証明書,業績目録,論文内容要旨及び論文(博士論文の審査に限る。)等の内容について,指導教員等に説明を求めるものとする。

2 本教育部教授会は,前項の説明の後,互選により審査委員を選出し,規則第8条第2項に定める事項を付託する。

3 前項の場合において,博士論文については,主指導教員を審査委員に選出することはできず,かつ,副指導教員を審査委員(主査)に選出することはできない。

4 第2項の場合において,修士論文については,主指導教員を審査委員(主査)に選出することはできない。

5 本教育部教授会は,必要と認めるときは,学位論文の審査等にあたって,徳島大学大学院の他の研究科若しくは教育部担当の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力(審査

委員に加わることを含む。)を求めることができる。

(審査委員による審査等)

第6条 審査委員は、当該学位論文の審査及び最終試験を行い、規則第8条第4項の規定に基づき論文審査の結果の要旨(様式(10))及び最終試験報告書(様式(11))を本教育部長に提出する。この場合において、学位論文の審査は、公開で行わなければならない。

(第2次審査)

第7条 本教育部長は、論文審査の結果の要旨及び最終試験報告書をあらかじめ本教育部教授会構成員全員に配布するとともに、本教育部教授会に付議し、審査委員に論文審査の経過及び結果について報告させるものとする。

2 本教育部教授会は、前項の報告に基づいて審議の上、無記名投票により課程修了の可否を決定する。

(学位授与の時期)

第8条 前条第2項の規定による合格者に対する学位授与の時期は、原則として次のとおりとする。

(1) 博士

イ 標準修業年限内に合格した者(ロ及びハに規定する者を除く。) 第3学年末の定められた日

ロ 学則第12条第1項ただし書及び第3項ただし書の規定により合格した者 第1学年末の定められた日。ただし、第2学年又は第3学年で合格した者については合格した日

ハ 学則第12条第2項ただし書の規定により合格した者 第2学年末の定められた日。ただし、第3学年で合格した者については合格した日

ニ その他の者 合格した日

(2) 修士

イ 標準修業年限内に合格した者(ロに規定する者を除く。) 第2学年末の定められた日

ロ 学則第11条第1項ただし書の規定により合格した者 第1学年末の定められた日。ただし、第2学年で合格した者については合格した日

ハ その他の者 合格した日

第3章 論文提出に係る学位審査

(学位請求の資格要件及び時期)

第9条 規則第6条第2項の規定により博士論文を提出して学位を請求することのできる者は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

(1) 本教育部博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を取得するとともに、必要な研究指導を受けた後退学した者で、退学後1年以上経過しているもの

(2) 本教育部又は本学医学部保健学科(以下「本学部保健学科」という。)における研究歴期

間が、別表第1に掲げる研究歴期間（研究歴の算定は、別表第2による。以下同じ。）を満たしている者

(3) 前各号のほか、別表第1に掲げる研究歴期間を有する者で、論文提出時に本教育部に引き続き1年以上在籍し、当該期間内に論文又は参考論文1編以上を公刊しているもの

(4) その他本教育部において、学位請求資格を有すると認められた者

2 前項の資格要件を備えた者は、随時博士論文を提出して学位を請求することができる。

(資格予備審査)

第10条 学位を請求する者のうち資格認定について本教育部教授会の議を経なければならないものの資格予備審査は、本教育部教育・研究委員会が行う。

(博士論文提出の手続)

第11条 学位を請求しようとする者は、次の各号に掲げる書類等を本教育部長に提出するものとする。ただし、第3号から第7号までの書類については、別に審査用として必要部数を提出するものとし、第10号及び第11号の書類等については、本学医学部の卒業者及び在籍者は、提出を要しない。

(1) 学位申請書（様式(3)） 1部

(2) 学位申請調書（様式(4)） 1部

(3) 履歴書（様式(5)） 1部

(4) 業績目録（様式(6)） 1部

(5) 博士論文 1部

(6) 論文内容要旨 和文約1,500字（様式(7)） 1部

(7) 参考論文のあるときは、当該論文 各1部

(8) 共著者の承諾書（様式(8)） 共著者各1部

(9) 誓約書（様式(9)） 1部

(10) 最終学歴の卒業（修了）証明書 1部

(11) 写真（手札型，脱帽，上半身，最近6月以内に撮影したもの） 1枚

(12) 研究歴に関する証明書（別表第2のうち本教育部及び本学部保健学科に係るものを除く。） 各機関各1部

(13) 学位論文審査手数料

(博士論文の条件)

第12条 博士論文の条件については、第4条の規定を準用する。

(資格審査，第1次審査及び審査委員の選出)

第13条 博士論文が受理されたときは、本教育部長は、本教育部教授会に付議し、資格を審査のうえ、履歴書、業績目録、論文内容要旨及び論文の内容について、論文作成の指導等に当たった教員（以下「論文指導教員」という。）に説明を求めるものとする。

2 本教育部教授会は、前項の説明に基づき、審査委員を選出する。ただし、論文指導教員を審査委員に選出することはできない。

3 学位論文の審査等については、第5条第5項の規定を準用する。

(博士論文の審査等)

第14条 審査委員は、第1次審査が終了したときは、当該博士論文の審査及び試問を行い、その結果を文書をもって本教育部長に報告する。この場合において、博士論文の審査は、公開で行わなければならない。

2 前項の文書は、論文審査の結果の要旨(様式(10))及び試問結果報告書(様式(12))とする。

(第2次審査)

第15条 前条の報告が行われたときは、本教育部長は、文書をあらかじめ全委員に配布するとともに、本教育部教授会に付議する。

2 審査委員は、本教育部教授会において前項の文書の内容を説明する。

3 本教育部教授会は、前項の説明に基づいて審議の上、無記名投票により合否を決定する。

(学位授与の時期)

第16条 前条第3項の規定による合格者に対する学位授与の時期は、合格した日とする。

#### 第4章 雑則

(実施細目)

第17条 この細則に定めるもののほか、学位審査に関し必要な細目は、その都度本教育部教授会が定める。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月6日改正)

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月4日改正)

この細則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成25年3月19日改正)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月27日改正)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月26日改正)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月21日改正)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月20日改正)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月16日改正）

この細則は、令和2年1月16日から施行する。

附 則（令和2年3月17日改正）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1

学歴区分	卒業又は課程修了後の研究歴期間
(1) 大学院修士課程又は大学院博士前期課程を修了した者	5年以上
(2) 大学又は旧制の専門学校を卒業した者	8年以上
(3) 短期大学を卒業した者	10年以上
(4) 前各号の一に該当しない者	その都度、本教育部教授会において定める。

別表第2

研究歴区分	研究歴として認められる期間
(1) 大学の専任教員及びこれに準ずるもの並びに大学院学生又は研究生等として研究に従事した期間	全期間
(2) 国立又は公立の研究施設等において研究に従事した期間	全期間
(3) 前各号に該当しない研究施設等において研究に従事した期間	その都度、本教育部教授会の議を経て認めることができる。

様式(1)

年 月 日

徳島大学長 殿

署名

学 位 申 請 書

このたび、徳島大学学位規則第6条第1項の規定に基づき、博士の学位論文の審査及び最終試験を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。

(指導教員氏名 印)

様式(2)

年 月 日

徳島大学長 殿

署名

学 位 申 請 書

このたび、徳島大学学位規則第6条第4項の規定に基づき、修士の学位論文の審査及び最終試験を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。

(指導教員氏名 印)

様式(3)

年 月 日

徳島大学長 殿

署名

学 位 申 請 書

このたび、徳島大学学位規則第6条第2項の規定に基づき、博士の学位を請求したいので、学位論文の審査及び試問を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。

論文指導教員(徳島大学大学院保健科学教育部教授会構成員)

氏名 印

様式(4)

学 位 申 請 調 書

- 1 申請者氏名
- 2 博士論文題目
- 3 博士論文指導者 所属職名  
氏 名
- 4 博士論文作成(研究)場所及び当時の身分
- 5 現在の勤務先及び職名
- 6 論文指導教員(徳島大学大学院保健科学教育部教授会構成員)氏名
- 7 通信連絡先

様式(5)

履 歴 書

報 告 番 号	甲 保 乙 保 看 修 保 修	第 号
(ふりがな) 氏 名		男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日	
本 籍 (都道府県名)		
現 住 所		
最終学歴 年 月 日		
研 究 歴(博士論文の場合に記載すること。) 年 月 日		
職 歴 年 月 日		
賞 罰		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

署 名

様式(6)

報告番号	甲 保 乙 保 看 修 保 修 第 号
業績目録	
氏 名	
学位論文 題 目 著 者 印刷公表の時期と方法 年 月発行 ○○雑誌第○巻第○号○○～○○ページに発表済  参考論文 題 目 著 者 印刷公表の時期と方法 年 月発行 ○○雑誌第○巻第○号○○～○○ページに発表済  その他の学術論文  学会発表  そ の 他  所属学会	

備考

- 1 論文題目は、用語が外国語のときは日本語訳をつけて、外国語、日本語の順に列記すること。
- 2 参考論文が2つ以上あるときは、列記すること。
- 3 印刷公表の時期と方法は、博士論文の場合に記載すること。

様式(7)

報告番号	甲 保 乙 保 看 修 保 修 第 号
論文内容要旨	
氏名	
題目	

様式(8)

共 著 者 の 承 諾 書

年 月 日

徳島大学大学院保健科学教育部長 殿

共著者氏名 印  
所属職名

博士論文題目「  
年 月発行 ○○雑誌第○巻第○号○○～○○ページに発表済

上記論文を 氏が徳島大学に申請する博士の学位論文として提出することに異議ありません。

なお、将来においても博士論文として他に使用しません。

また、同氏が提出する学位論文の本文全体を徳島大学機関リポジトリで公表することに

同意します。

同意しません。

(どちらかにチェックを入れてください。)

(注)

- 1 学位規則(昭和28年文部省令第9号)に基づき、平成25年4月以降に学位を授与される学位論文は、原則として当該博士の学位を授与する大学の機関リポジトリにより、その全文を公表することが定められています。
- 2 上記1の理由により、万が一チェックに不備がある場合は、学位論文の本文全体の機関リポジトリ公表に同意いただいたものと判断させていただきます。
- 3 雑誌発表に伴い共著論文の著作権が出版社等に移動している場合は、現著作権者の意向を尊重させていただきます。

様式(9)

誓約書

年 月 日

徳島大学長 殿

学位申請者氏名(自署)

学位申請論文名

私は、博士(保健学)の学位申請にあたり、研究倫理に関する諸規範を遵守し、データ及び調査結果等の捏造、改ざん、盗用及び論文の二重投稿等研究不正をしていないことを誓約します。

指導教員 確認

剽窃防止ソフトを用い上記論文を調査するとともに、上記論文に研究不正がないことを確認しました。

所 属  
指導教員(自署)

様式(10)

論文審査の結果の要旨

報告番号	甲保 乙保 看修 保修	第 号	氏 名	
審査委員	主 査 副 査 副 査			

題 目

著 者

年 月発行 ○○雑誌第○巻第○号○○～○○ページに発表済  
(博士論文の場合に限る。)

要 旨

様式(11)

最 終 試 験 報 告 書

報告番号	甲 保 看 修 保 修	第 号	氏 名	
実施年月日		年 月 日		
試験方法(該当を○で囲む。)		口 頭 筆 答		
試験の結果の要旨				
決定(該当を○で囲む。)		合 否		
主 査		氏 名		印
副 査		氏 名		印
副 査		氏 名		印

様式(12)

試 問 結 果 報 告 書

報告番号	乙 保 第 号	氏 名	
実施年月日		年 月 日	
試問方法(該当を○で囲む。)		口 頭 筆 答	
外国語(英語)筆記試験合格日		年 月 日	
試問の結果の要旨			
決定(該当を○で囲む。)			
		合 否	
主 査	氏 名		印
副 査	氏 名		印
副 査	氏 名		印

## 徳島大学大学院保健科学教育部保健学専攻（博士前期課程） 学位論文審査基準

博士前期課程の学位論文は、次に掲げる点を総合的に評価する。審査対象者が保健科学の分野において、研究者として研究活動を行い、又は専門的な業務に従事するために必要な倫理観、技術力、研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有していると認められる場合に合格とする。

- ① 研究テーマ・問題設定の妥当性  
より良い保健・医療を推進するための解決すべき新しい研究テーマであり、適切に先行研究と関連づけつつ、学術的及び社会的意義があることが明確にされていること
- ② 研究方法の妥当性  
研究テーマ及び問題設定に対してふさわしい研究方法であること
- ③ 結論の妥当性  
結論が研究目的若しくは仮説にそって、論理的且つ明確に導出されていること
- ④ 独創性（オリジナリティ）  
研究テーマ及び問題設定、分析方法、結論等に注目すべき独創性が認められること
- ⑤ 社会又は学会等への貢献  
保健・医療の発展に寄与することが期待され、又は当該研究領域の発展に貢献する学術的価値が認められること
- ⑥ 総合力  
高度に専門的な業務に従事するために必要な倫理観、技術力、研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有すると認められ、保健科学分野において指導的役割を果たすことができること

## 徳島大学大学院保健科学教育部保健学専攻（博士後期課程） 学位論文審査基準

博士後期課程の学位論文は、次に掲げる点を総合的に評価する。審査対象者が保健科学の分野において、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高い倫理観、高度な技術力と実践的な研究能力、並びに先進的で豊かな学識を有していると認められる場合に合格とする。

- ① 研究テーマ・問題設定の妥当性  
より良い保健・医療を推進するための解決すべき新しい研究テーマであり、適切に先行研究と関連づけつつ、学術的及び社会的意義があることが明確にされていること
- ② 研究方法の妥当性  
研究テーマ及び問題設定に対してふさわしい研究方法であること
- ③ 結論の妥当性  
結論が研究目的若しくは仮説にそって、論理的且つ明確に導出されていること
- ④ 独創性（オリジナリティ）  
研究テーマを領域横断的な視点から自ら設定し、問題設定、分析方法、結論等において、保健科学の新しい研究領域を切り拓く独創性と革新性が認められること
- ⑤ 社会又は学会等への貢献  
保健・医療の発展に寄与することが期待され、又は当該研究領域の発展に貢献する学術的価値が認められること
- ⑥ 総合力  
高度に専門的な業務に従事するために必要な高い倫理観、高度な技術力と実践的な研究能力並びに先進的で豊かな学識を有すると認められ、研究のマネジメントができ、研究者として自立して研究活動を行うことができること

### 徳島大学大学院保健科学教育部保健学専攻（博士後期課程）学位論文提出基準

課 程 博 士	論 文 博 士
<p>(博士論文の条件)</p> <p>① 発行機関の審査を経て学術雑誌に公開されたもの又は提出の日から1年以内に公開予定であることが証明されたもの。</p> <p>② 共著論文である場合には、提出者が筆頭著者であり、かつ、共著者の承諾を得たものでなければならない。この場合において、当該論文が過去において、博士論文として使用されていないものであり、将来においても博士論文として他に使用しないものでなければならない。</p> <p>③ 論文内容要旨 和文約1,000字</p>	<p>徳島大学大学院保健科学教育部学位規則実施細則に定める条件に加えて、次の条件を満たすこと。</p> <p>① 学位審査申請日までの10年間に、英文の学術雑誌に筆頭著者で2報以上、原著論文が掲載受理されていること。</p> <p>② 徳島大学大学院保健科学教育部博士論文博士号取得に係る外国語試験(英語)実施に係る申合せの合格基準に達していること。</p> <p>③ 課程博士の規定を準用。</p> <p>④ 論文内容要旨 和文約1,500字</p>

徳島大学大学院保健科学教育部における長期にわたる教育課程の履修に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学大学院学則（以下「学則」という。）第9条の4第2項の規定に基づき、徳島大学大学院保健科学教育部（以下「保健科学教育部」という。）における長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修できる者（以下「長期履修学生」という。）は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 職業を有する者で、かつ、所属長の承諾を得た者
- (2) その他教育部長が特に必要と認める者

(長期履修の期間)

第3条 長期履修できる期間は、学則第5条に規定する在学期間以内とする。

2 長期履修学生が在学中、長期履修学生として認められた期間の変更をする場合は、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(教育課程の編成)

第4条 長期履修学生に係る教育課程の編成は、徳島大学大学院保健科学教育部規則及び徳島大学大学院保健科学教育部における授業科目の履修方法に関する細則に規定する履修基準を弾力的に運用するものとし、長期履修学生に限定した教育課程の編成は行わないものとする。

(長期履修学生になる時期)

第5条 長期履修学生になる時期は、原則として学年の初めとする。

(申請手続)

第6条 長期履修を希望する者は、所定の申請書を次の各号に定める日までに、学長に提出しなければならない。

- (1) 新入生は、入学手続き日
- (2) 在学生は、原則として長期履修を希望する年度の前年度の1月末日

(審査手続)

第7条 教育部長は、申請書類及び面談により審査し、保健科学教育部教授会の議を経て、学長に申請するものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、保健科学教育部教授会の議を経て、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

徳島大学大学院保健科学教育部における長期にわたる教育課程の履修に関する規則の申合せ

平成30年3月15日  
保健科学教育部長制定

この申合せは、徳島大学大学院保健科学教育部における長期にわたる教育課程の履修に関する規則（以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、徳島大学大学院保健科学教育部における長期履修に関し必要な事項を定めるものとする。

- 1 規則第3条第2項に規定する期間の変更は、原則として1回のみとする。
- 2 規則第3条第2項に規定する期間の変更を希望する者は、長期履修期間変更願（別記様式）を次に定める日までに提出しなければならない。
  - (1) 短縮する場合は、原則として修了を希望する年度の8月末日。
  - (2) 延長する場合は、原則として変更を希望する年度の前年度の2月末日。

附 則

この申合せは、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和3年4月1日から施行する。

別記様式

長期履修期間変更願

年 月 日

徳島大学長 殿

保健科学教育部 課程保健学専攻 第 年次  
学生番号  
氏 名

下記のとおり、長期にわたる教育課程の履修期間の変更（延長・短縮）を希望したいので申請  
します。

記

年 月入学	変 更 前	年 月修了希望	修業予定年数 年 か月
	変 更 後	年 月修了希望	修業予定年数 年 か月
変更理由			
履修計画			

指導教員署名	
--------	--

徳島大学大学院保健科学教育部における在学期間を短縮して修了させる場合の優れた業績の認定基準等に関する要領

徳島大学大学院学則（以下「学則」という。）第11条第1項、第12条第1項、第2項及び第3項の各ただし書きの規定に基づき在学期間の短縮を行う場合の徳島大学大学院保健科学教育部における優れた業績を上げた者の認定基準及び認定手続等について、次のとおり定める。

（資格認定の時期）

- 1 認定する時期は、徳島大学大学院保健科学教育部学位規則実施細則第2条第2項に定める学位論文の提出時期の1か月前までとする。

（資格認定の基準）

- 2 優れた業績を上げた者の認定基準は、次のとおりとする。

（1）博士前期課程

顕著な研究を行い、質の高い学術雑誌（当該分野の雑誌のうちで評価が平均以上のものに限る。）に筆頭著者として掲載又は掲載予定の論文がある者

（2）博士後期課程

国際学術雑誌（当該分野の雑誌のうちで評価が上位のものに限る。）に筆頭著者として掲載された者で、博士論文以外に優秀な研究活動（筆頭著者としての参考論文若しくは全国規模又は国際的な学会発表等）がある者

（資格認定の手続き）

- 3 指導教員は、前項に定める基準を満たしている者があるときは、別紙により教育部長に推薦するものとする。

（審査）

- 4 教育部長は、前項の申し出があったときは、第2項に定める基準に該当するか否かの審査を徳島大学大学院保健科学教育部教育・研究委員会に付託するものとする。

（論文提出）

- 5 前項の審査を経て、教育部教授会において優れた業績を上げたと認められた者は、学位論文を提出することができる。

（疑義解釈）

- 6 この認定基準に疑義が生じたときは、教育部教授会で決定する。

（認定基準の改廃）

- 7 この要領の改廃は、教育部教授会の議を経なければならない。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

(別 紙)

年 月 日

推 薦 書

徳島大学大学院保健科学教育部長 殿

指導教員 所 属  
氏 名 印

下記の者は、徳島大学大学院保健科学教育部における在学期間を短縮して修了させる場合の優れた業績の認定基準等に関する要領第2項に規定する基準を満たしていると認め、同要領第3項の規定に基づき推薦します。

記

入学時期	所 属	氏 名
年 月	領域 年次	
推薦理由		

## 養護教諭専修免許状取得に関する単位修得要領

### 1 免許状の種類

養護教諭専修免許状

### 2 基礎資格

次の各号いずれにも該当すること。

- (1) 養護教諭一種免許状を有すること。
- (2) 修士の学位を有すること。

### 3 所要単位数

科目区分及び単位数
大学が独自に設定する科目
24

数字は必要最低単位数を示す。

### 4 法令で規定された単位数

#### (1) 養護及び教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目		左記に対応する開設授業科目	
科目	単位数	授業科目	単位数
大学が独自に設定する科目	24	生命倫理概論	2
		臨床心理学	2
		社会医学・疫学・医学統計概論	2
		英語論文作成法	2
		宇宙と栄養・医学概論	2
		生命科学の研究手法	2
		研究方法論	1
		がんチーム医療実習	0.5
		悪性腫瘍の管理と治療	1
		医療情報学	0.5
		医療対話学(コミュニケーションスキル)	0.5
		医療倫理と法律的・経済的問題	0.5
		ヒューマンサイエンス(形態と機能)	2
		微生物・免疫学実習	2
		臨床医科学概論	2
		医療系分野における知的財産学概論	2
		チーム医療特論	2
		保健学特論	2
		臨床腫瘍学概論	2
		国際医療実践英語演習	2
脳と神経学概論	2		

脳と神経学評価方法論	2
看護研究方法論	2
看護教育学	2
看護倫理	2
看護管理学	2
コンサルテーション論	2
看護実証研究論	2
看護学指導演習	4
ヘルスアセスメント特論	2
病態生理学特論	2
臨床薬理学特論	2
看護技術学特論Ⅰ	2
看護技術学特論Ⅱ	2
看護技術学演習	4
看護教育学特論Ⅰ	2
看護教育学特論Ⅱ	2
看護教育学演習	4
看護アウトカム管理学特論Ⅰ	2
看護アウトカム管理学特論Ⅱ	2
看護アウトカム管理学演習	4
回復支援看護学特論Ⅰ	2
回復支援看護学特論Ⅱ	2
回復支援看護学演習	4
ストレス緩和ケア看護学特論Ⅰ	2
ストレス緩和ケア看護学特論Ⅱ	2
ストレス緩和ケア看護学演習	4
地域看護学特論Ⅰ	2
地域看護学特論Ⅱ	2
地域看護学演習	4
小児看護学特論Ⅰ	2
小児看護学特論Ⅱ	2
小児看護学演習	4
○学校保健学特論Ⅰ	2
○学校保健学特論Ⅱ	2
学校保健学演習	4
支援看護学特別研究	10
こころの保健学特論Ⅰ	2
こころの保健学特論Ⅱ	2

	こころの保健学演習	4
	臨床腫瘍保健学特論 I	2
	臨床腫瘍保健学特論 II	2
	臨床腫瘍保健学演習	4
	保健学特別研究	10
	ウイメンズヘルス・助産学特論	2
	女性支援看護学特論	2
	女性支援看護学演習 I	4
	女性支援看護学演習 II	4
	生殖・更年期保健学特論	2
	生殖・更年期保健学演習	4

○印は必修科目であることを示す。

5 事前相談 履修にあたっては、事前に指導教員に相談すること。

附 則 この要領は、平成24年4月1日から実施し、平成24年度入学生から適用する。  
この要領は、平成25年4月1日から実施し、平成25年度入学生から適用する。  
この要領は、平成26年4月1日から実施する。  
この要領は、平成27年4月1日から実施し、平成27年度入学生から適用する。  
この要領は、平成28年4月1日から実施し、平成28年度入学生から適用する。  
この要領は、平成31年4月1日から実施し、平成31年度入学生から適用する。  
この要領は、令和2年4月1日から実施し、令和2年度入学生から適用する。

## 学生からの成績評価等に関する申し立てに対する対応についての申合せ

平成31年3月20日

保健科学教育部教授会

令和元年12月19日一部改正

成績評価の正確性を担保するため、保健科学教育部学生からの成績評価等に関する申し立てがあった場合について、下記のとおり対応する。

### 1 成績評価担当教員及び学務課第二教務係による受付並びに訂正

成績評価等について疑義がある場合、学生は、成績を通知または掲示した日から1週間以内に、成績評価担当教員又は第二教務係に申し出る。学生から第二教務係に申し出があった場合、第二教務係は成績評価担当教員に報告し、確認を依頼する。成績評価担当教員は、学生の答案、レポート等の資料、第二教務係に提出した成績資料、学生の成績表の確認を行い、成績の訂正等の必要が生じた場合は、第二教務係へ報告する。第二教務係は、成績評価担当教員の報告に基づいて成績データをチェックし、成績の訂正等の措置の記録を記載して残すこととする。

### 2 教育・研究委員による相談

成績評価等の疑義に関する問題が成績評価担当教員との協議では解消しない場合は、学生又は成績評価担当教員が保健科学教育部教育・研究委員に報告する。第二教務係に申し立てがあった場合は、第二教務係が教育・研究委員に報告する。報告を受けた教育・研究委員は相談と調停を行う。ただし、成績評価担当教員が教育・研究委員である場合は、教育部長がこれを代行する。教育・研究委員（教育部長）は成績評価担当教員及び学生の双方から事情を聴取し、事実確認及び対応方針を決定し、解決を図る。成績の訂正等の必要が生じた場合は、第二教務係へ経緯記録をもって報告することとする。

### 3 教育・研究委員会による決定

前項でなお解決できない場合は、教育・研究委員（教育部長）は教育・研究委員会に諮り、問題解決のための審議を通じて対応を決定する。この場合の経過は、教育・研究委員会の記録として保管することとする。

成績の訂正等の必要が生じた場合は、第二教務係へ経緯記録をもって報告することとする。

### 4 上記の措置において、問題等が生じた場合は教育部長と協議することとする。